														_																					_ /
部長) 部長)	女 文	(内閣官房法曹養成制度改 大	女 行参 等人							西村 眞悟君	毅君	みほ君		宮澤 博行君 郡	三ッ林裕巳君 宮	平口 洋君 福	高木 宏壽君	清水 誠一君 宋	古賀 篤君 今	黄川田仁志君	神山 佐市君 - 菅	鬼木 誠君 門	大岡 敏孝君 大	池田 道孝君 小	青山 周平君 安	理事 西田 譲君 理事 遠	理事 吉野 正芳君 理事 階	ふくだ峰之君 理事	拓君 理事	委員長 江﨑 鐵磨君	出席委員	午前九時開議	平戈二十六手互引十四日(火翟目)	衆議院法	
小川 秀樹君		大塲亮太郎君		安浪 亮介君	平口	京					鈴木 貴子君		英	和和子君	宮﨑 政久君	福山 守君	橋本 英教君	末吉 光徳君	今野 智博君	小島 敏文君	菅家 一郎君	博文君	大見 正君	小田原 潔君	安藤 裕君	遠山 清彦君	猛君	盛山 正仁君	土屋 正忠君					務	
少年院法案(内閣提出第三八号)五月十四日		清水 誠一君	辞任	同日	高木 宏壽君	辞任	田	鷲尾英一郎君	宮﨑 政久君	福山 守君	橋本 英教君	鬼木 誠君	大岡 敏孝君	青山 周平君	辞任	同日	田嶋 要君	鳩山 邦夫君	橋本 岳君	古賀 篤君	菅家 一郎君	門博文君	安藤 裕君	辞任	五月十四日	委員の異動		法務委員会専門員	(官)	(文部科学省大臣官房審議	文句参考人	官)(文部科学省大臣官房審議		委	
三八号)		門博文君	補欠選任		清水 誠一君	補欠選任		田嶋 要君	橋本 岳君	鳩山 邦夫君	安藤 裕君	古賀 篤君	高木 宏壽君	菅家 一郎君	補欠選任		鷲尾英一郎君	福山 守君	宮﨑 政久君	鬼木 誠君	青山 周平君		橋本 英教君	補欠選任				矢部 明宏君		5房審議中岡 司君		5房審議 有松 育子君		員会	
〇江崎委員長 これより質点	のように決しました。	〇江﨑委員長 異議なしと認めます。	[「異議なし」と呼ぶ者あり]	御異議ありませんでしょうか。	 席説明の要求がありますので、これを承認するに	本日、最高裁判所事務総	〇江﨑委員長 次に、お諮ら		決しました。	〇江崎委員長 異議なしと習	[「異議なし」と呼ぶ者あり]	うか。	たしたいと存じますが、御界	官房審議官中岡司君の出席を求め、説明を聴取い	省大臣官房審議官有松育子君及び文部科学省大臣	務省大臣官房司法法制部長小川秀樹君、文部科学	3革推准	がため、本日、	この際、お諮りいたします。	を議題といたします。	内閣提出、司法試験法の	〇江﨑委員長 これより会議			第四六号)	司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出	政府参考人出頭要求に関する件	本日の会議に付した案件		は	律の整備等に関する法律案(内閣提出第四〇号)		少年監別所去案(内閣是出寫三九号)	議録	
これより質疑に入ります。 田		。 よって、 そ				最高裁判所事務総局安浪人事局長から出一日	次に、お諮りいたします。 わ	<i>t</i> c	t)	異議なしと認めます。そのように 科	者あり〕	占	御異議ありませんでしょ					府参考人として内閣		-dr	司法試験法の一部を改正する法律案 あ	これより会議を開きます。		~			する件	h				伴う関係法	第三九号)	第十十二	
現象が生じてきているわけですが、法科大学院のち三回受ける、それで、受け控えとかいうような	それからもう一つは、受験回数制限、五年のう	でございます。	り方と司法試験、平仄を整えようというのが一つ	目をより重点的に学ばせて、法科大学院教育のあ	ような議論がございましたので、基本的な法律科	目を十分に修得できていないのではないかという	わけですが、法学未修者が必ずしも法律の基礎科	なりまして、特にロースクール中心の制度にした	いうことですが、これは、新しい司法試験制度に	科目を憲法、民法、刑法の三科目に限定しようと	それは、いわゆる司法試験の短答式試験の受験	点なんですね。	〇谷垣国務大臣 今回の法改正は、ポイントは二	ばと思います。よろしくお願いいたします。	ついて、谷垣大臣の御所見をお聞かせいただけれ	か、またどのようにすればよいのかということに	度、全体像について、今後どのようにしていくの	わけでありますが、イメージとして、司法試験制	ども、今回の改正は司法試験法の一部を改正する	す。そういうふうなことの中でお伺いしますけれ	ありますけれども、弁護士でもあるわけでありま	谷垣大臣は御自身も法曹有資格者であるわけで	それでは、質問に入らせていただきます。	くお願いいたします。	り感謝申し上げる次第であります。本日はよろし	大臣政務官には大変御指導いただきまして、心よ	日ごろより、谷垣大臣、また奥野副大臣、平口	りがとうございます。	本日は、質問の機会をいただきまして、大変あ	神山佐市です。	〇神山委員 おはようございます。自由民主党の		質疑の申し出がありますので、順次これを許し	六 号	= = = + \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \

第一類第三号

法務委員会議録第十六号 平成二十六年五月十四日

ざいます。 うがいます。 うがいます。 うがいます。 ちて、ロースクールを終えた後から受け控えなんと ちて、ロースクールを終えた後から受け控えなんと ちり五年ぐらいの間が一番合格率も高い、したがっ が

今回は、その二点がポイントでございます。
しかし、より大きく申しますと、いろいろなロースクール、プロセスとしての教育というので、司法試験という点だけで選抜していくより、プロセスで選抜してよりよい法曹を育てようということで新司法試験の制度にしたわけでございますが、いろいろな問題点が指摘されておりまして、今までの議論も、なかなか対立点が厳しかったというのが実際でございます。

私どもは、やはりプロセスとして法律家を育てていくという点は維持しながら、今後、試験制度していかなければいけない時期に来ているのではと、受験生もどっちの方向に行くのかわからなくと、受験生もどっちの方向に行くのかわからなくと、受験生もどっちの方向に行くのかわからなくという点は維持しながら、今後、試験制度していかなければいけない時態論しております。

○神山委員 ありがとうございました。

また、受験回数の制限を廃止する今回の改正に なって法曹有資格者がふえるのか、減るのか、試はならないのかについてもあわせてお伺いいたしならないのかについてもあわせてお伺いいたしならないのかについてもあわせてお伺いいたします。また、受験回数の制限を廃止する今回の改正に なって法曹有資格者がふえるのか、減るのか、試 おって法曹有資格者がふえるのか、減るのか、試 よって法曹有資格者がふえるのか、減るのになっていくのか、この辺についてもおりになっている。

〇奥野副大臣

ちょっと予定が違うのですが、

全

部答えろということですね。

れておりまして、ストレートの人がやはり合格率 (れておりまして、ストレートの人がやはり合格率が、はってきた。多分そうだと思うんですよ。司法試 がってきた。多分そうだと思うんですよ。司法試 がってきた。多分そうだと思うんですよ。司法試 だがってきた。多分そうだと思うんですよ。司法試 だがってきた。多分そうだと思うんですよ。司法試 だれておりまして、ストレートの人がやはり合格率 (れておりまして、ストレートの人がやはり合格率) (ない)

が一番高い、そんな現象があります。

おがどんどんどんとなったが、最終的には、法曹を志す人たちがいち早た方が、最終的には、法曹を志す人たちがいち早た方が、最終的には、法曹を志す人たちがいち早た方が、最終的には、法曹を志す人たちがいち早く法曹として活動できる環境がつくり上げられるのではないかな、こう思っているのが最初の質問のではないかな、こう思っているのが最初の質問のではないかな、こう思っているのが最初の質問に対するお答えであります。

ありました。
いて心配はないのかというようなことの御質問がいて心配はないのかというようなことの御質問が

ら、それだけではやはり皆さん方が御心配になる 事訴訟、刑事訴訟、商法、行政法とあるんですよ と二つあるわけです。試験科目としては、基本的 ですが、全部で七法の問題もそこの中に含まれる 論文式は、さっき申し上げた憲法以下七法あるん を補う意味で論文式というのがありまして、この ように知識が偏重するじゃないか、こういうこと に六法といいましょうか、憲法、民法、刑法、民 をしていくと、短答式というのと論文式というの 合格者の質はきっちり担保できているというふう わけでありまして、そういったことを考えると、 になると思われるわけでありますけれども、それ ことが一つのポイントであります。しかしなが ね。短答式では憲法と民法と刑法に限ったという に考えた結果であります。 司法試験の、いろいろ問題があった中で、整理

去牧Eの必要生として、去斗大差完こと○神山委員 ありがとうございました。

は改正の必要性として、法科大学院において法学未修者に対して配慮があったようでありますけれども、志望者はもともと本人の意思で法曹を目指していることを思いますと、そこに法学未修者と既修者を区別する必要がどのようなものであると既修者を区別する必要がどのようなものである。

また、参考人の意見陳述で、受験回数をふやしまた、参考人の意見をいかとおうながっていくとの意見もありましたが、法科大学院でも、 の目的が点の選抜からプロセスとしての養成であとい の目的が点の選抜からプロセスとしての養成であとい の目的が点の選抜からプロセスとしての養成である。 とい の目的が点の選抜からプロセスとしての養成である。 とい の目のが点の選抜からプロセスとしての養成である。 とい の目のが点の選抜からプロセスとしての養成である。

「は、途中編入も認めた、例えば医師を養成するなども、いかがでしょうか。

〇谷垣国務大臣 今の点は、司法制度改革審議会におきましても、大学における法学部というのがあるわけですが、その大学における法学部教育を、何らかの方法でプロの法律家養成という方にできるように改善すればという議論がございまして、今の委員のおっしゃった、医学部のように、て、今の委員のおっしゃった、医学部のように、できるように改善すればという御議論はあることはございます。

ただ、日本の法学部というものが、決して、いただ、日本の法学部というのと、今までの制度のない。幅広く、公務員もおられれば、あるいは民間企業に行かれる方、いろいろな方がおられる。でつくられてきた制度でございますので、医学部のように、プロの医師を養成するということでつくられてきた制度でございますので、医学部のように、プロの医師を養成するということでつくられてきた制度でございますので、医学部というものが、決して、いつくり方がやはり違ってきたんだろうと思います。

必ずしも実際的ではないのではないか。る中で、今の委員のような議論をしていくことはしたがいまして、そういう法学部がたくさんあ

セスを重視していこうと。
コースとして法科大学院を設けて、そこでのプロコースとして法科大学院を設けて、そこでのプロろん大学法学部がある中で、要するに、卒業後のそこで、プロセスとしてといいましても、もち

論点でございますが、今までの閣僚会議決定を踏れから強化、向上させていくかというのは大きなしたがって、ロースクールの教育内容をどうこ

た方が を七割から八割にすべきだというようなこともあれていた。
 日して人 ありますけれども、この辺について、また合格率は成であ また、年に千人から千五百人程度の司法試験合質成であ 格者にするべきだというふうな意見もあるわけでは成する 格者にするべきだというふうな意見もあるわけでは成する 格者にするべきだというような意見もあるわけではない。

るわけでありますけれども、現在の法科大学院の

定員減ということも当然検討されることになると

思うわけであります。

そうした場合、法科大学院の統合あるいは閉鎖であった場合、法科大学院がなくなってしまう可能性もあると聞いているわけであります。また、社性もあると聞いているわけであります。また、社性もあると聞いているわけであります。また、社会人のための夜間の講座を持つ大学院など、地方や、働きながら学ぶ志望者が困ることにはならなや、働きながら学ぶ志望者が困ることにはならないのかということも考えなきゃいけないという。

また、関連してお伺いいたしますけれども、先日、参考人から、文部科学省からの指導で、司法試験の受験指導の禁止との指摘がありました。もちろん、法科大学院は予備校ではありました。もちろん、法科大学院は予備校ではありました。も試験の受験指導の禁止との指摘がありました。も試験の受験指導の禁止との指摘がありました。もまた、関連してお伺いいたしますけれども、先

○中岡政府参考人 先生の方から二点、主に御質ではという懸念もありますけれども、いかがではという懸念もありますけれども、いかがで省との連絡調整、意見の疎通が図られていないの省との連絡調整、意見の疎通が図られていないのまた、この問題については、法務省、文部科学また、この問題については、法務省、文部科学また、この問題については、法務省、文部科学

院の支援の点でございます。 まず、地域適正配置だとか夜間閉講の法科大学 問を頂戴いたしました。

学者選抜におきまして深刻な課題を抱えておりま定にございますように、司法試験の合格状況や入昨年七月の政府の法曹養成制度関係閣僚会議決

ただし、先生御指摘のように、地域適正配置や文部科学省といたしましては、今後とも、地方を間開講というのは非常に重要な部分でございまましていることが評価される指標を設けるなど、工夫でいることが評価される指標を設けるなど、工夫でいることが評価される指標を設けるなど、工夫をしているところでございます。

断すべきものであるということなどについて周知と形式及び態様との組み合わせにより総合的に判した形式及び態様との組み合わせにより総合的に判しまでないこと、個々の指導が本来あるべき法科技学院教育として適当であるということは、一方で、司法試験の問題やそれに類する形式と、一方で、司法試験の問題やそれに類する形式と、一方で、司法試験の問題やそれに類する形式と、一方で、司法試験の問題やそれに類する形式と、一方で、司法試験の問題やそれに類する形式と、一方で、司法試験の問題やそれに類する形式と、一方で、司法試験の問題やそれに類する形式と、一方で、司法試験の問題やそれに類するということなどについて周知と形式及び態様との組み合わせにより総合的に判した。

したところでございます。したところでございます。

先ほど、この質問に関連いたしまして、関係省部科学省といたしましては、内閣官房の法曹養成部科学省といたしましては、内閣官房の法曹養成部科学省といたしましては、内閣官房の法曹養成部の内容の共有を図っているところでございますし、古ごろより顧問会議の運営における協力とか同会日ごろより顧問会議の運営における協力とか同会が、引き続き協力してまいりたいと考えておりまが、引き続き協力してまいりたいと考えております。

〇神山委員 ありがとうございます。

足はないのでしょうか。 抱えていると聞いておりますけれども、現状、不 最近において、裁判官、検察官は多くの案件を

また、経済支援の問題についても、裁判官、検察官は公の支配を受けず、自由に活動できるわけでありますから、同じ司法試験を受けるにしても、同一の対応というのも再考の余地はないのでしょうか。対応というのも再考の余地はないのでしょうか。が表れるりの選考を行い、防衛医科大学校などと同じようなことの検討の余地があるのではないかというふうに考えますけれども、このことにつかというふうに考えますけれども、このことにつかというふうに考えますけれども、素判官、検

〇小川政府参考人 委員から二点御指摘いただき

一つは、裁判官や検察官の人員整備ということ

ります。 を踏まえて増員を行っているところと承知してお 装判所において、裁判実務の現状及びその必要性 でございますが、裁判官の員数につきましては、

ます。

大的体制が充実されることは重要であると認識しておりまして、裁判官の定員については裁判所において適正に判断されるところを踏まえ、今後もおいて適正に判断されるととは重要であると認識した教省としても、裁判官を含めました裁判所の法務省としても、裁判官を含めました裁判所の

ます。

現状の、法科大学院を中核とするプロセスとしり状の、法科大学院を中核とするプロセスとした。今後も検討してまいりたいと考えております。二点目は、裁判官、検察官については弁護士とは別途の過程によって育成するということも考えられないかというふうに承知いたしましても、毎年の事また、検察官の定員につきましても、毎年の事また、検察官の定員につきましても、毎年の事また、検察官の定員につきましても、毎年の事また、検察官の定員につきましても、毎年の事また、検察官の定員につきましても、毎年の事また、検察官の定員につきましても、毎年の事また。

現状の、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、御案内のとおり、法曹三者での法曹養成制度は、御案内のとおり、法曹三者の共通理解がつくられることが、司法の円曹三者の共通理解がつくられることが、司法の円曹三者の共通理解がつくられることが、司法の円曹三者の共通理解がつくられることが、司法の円さいたところでございまして、この点につきまして法権がつ適正な運営にとって大きな意義を有してきたところでございます。

るために科学技術立国、通商国家を目指している ○神山委員 日本経済の再生を目指す安倍内閣の理解してございます。

制度によって養成されることの意義なども踏まえいては、このような法曹三者が統一した法曹養成

委員御指摘のような法曹養成制度のあり方につ

「こう」という。 「これ」も進めていかなければならないと考えます。 「必要性」して、国際的な法の支配に対応できる人材の確保しては、一わけでありますけれども、今後の法曹のあり方と

また、どのように考えていくのか、お伺いいたして、その点に関しては現状どうなっているのか、そうした社会環境に対応するためには、すぐれた国家観、語学力のある人材、法曹有資格者の養た国家観、語学力のある人材、法曹有資格者の養た国家観、語学力のある人材、法曹有資格者の養た国家観、語学力のある人材、法曹有資格者の養しい。

○谷垣国務大臣 今、神山委員のおっしゃった点はないかというようなことを私は感じておりますが、我が国は敗れました。やはりあれを支える国題で国際司法裁判所に提訴をしたわけでありますり、この間、いわゆる調査捕鯨の問題で国際ではないかというようなことを私は感じておりまける。

ならないことだと思います。 のか等々の問題は、よくよく考えていかなければ 家が十分その能力を活用してバックアップしてい から、いろいろな国際交渉、そういうときに法律 うようなものにどれだけ日本は能力を持っている あるいは、 います。そういうところが国際進出をしていくの 小企業でもどんどん国際進出していく企業がござ あろうかと思いますし、さらに言えば、地方の中 くということも考えていかなければいけない面も らないような場合も考え得ると思いますね。それ た問題を国際司法裁判所で解決を図らなければな いなことをおっしゃいましたけれども、 に十分な法的なサービスを受けられているのか。 それから、例えば、今いろいろな国際紛争みた 国際的な、例えば知的財産の紛争とい こういっ

する分科会というのを設けておりまして、ここますが、そのもとで法曹有資格者の海外展開に関域の拡大に関する有識者懇談会というのがございそこで、今法務省では、法曹有資格者の活動領

プロスス・こうとできなど、ハーニン・コンス・ジョンで、日本弁護士連合会などとも連携しながら、活で、日本弁護士連合会などとも連携しながら、活

す。
カをしていかなければいけないと思っておりまございまして、今後ともこういう動きもあるわけでた教育を追求していこうという動きもあるわけですが、ロースクール等々でもそのあたりを意識しすが、ロースとしての法曹養成ということを申します。

○神山委員 ありがとうございました。

ついてお伺いいたします。

えますけれども、お伺いいたします。とますけれども、お伺いいたします。の、国として今後、活動領域、需要の拡大を検討が、国として今後、活動領域、需要の拡大を検討していく余地はあるのではないません。会費の減生する点も考慮しなければなりません。会費の減生するためには弁護士会の会費が発生するためには弁護士会の会費が発

〇小川政府参考人 まず、国、地方の機関における活動領域拡大の点でございますが、法曹有資格活躍の場を広げていくことは、法の支配を全国あ国の機関ですとか地方公共団体などにおいてその国の機関ですとか地方公共団体などにおいてその国の機関ですとか地方公共団体などにおいてその国の機関ですとか地方公共団体などにおいてその場所を考入 まず、国、地方の機関におけ

曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会もごしたは国・地方自治体・福祉等の分野における法と省のもとでの有識者懇談会がございまして、その「出先ほど大臣の方からも答弁がございました法務」の

検討を行っているところでございます。ざいます。そこでさまざまな取り組みについての

ります。

ります。

のは、弁護士法及び日弁連などの会規あるいは会則は、弁護士法及び日弁連などの会規あるいは会則は、弁護士法及び日弁連などの会規あるいは会別に基づきまして、各単位弁護士会費につきましてのに対応されていくものというふうに承知しております。

○神山委員 最後になりますけれども、弁護士が 以入滅により魅力のない職業になっているとの参 求人の意見がありました。最高裁の統計によれ だ、平成十二年をピークに民事・行政事件の総数 の一つに、わかりづらい弁護士報酬もあるのかと いうふうに考えております。わかりづらいので相 談するのにちゅうちょするということの問題もあ るのではないかというふうに考えますけれども、 この点について御所見をお伺いいたします。

をしている。 これ、 おきにいるというではないというふうに認識しております。 したってわかりづらいというは点からも望ましい したってわかりづらいということを一因として弁にとってわかりづらいということを一因として弁 は的な問題を抱えた者が、弁護士報酬が依頼者

弁護士報酬については、弁護士法の改正などもかなければならないなどと義務を定めているものが、報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置か、報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置か、報酬に関する基準を作成し、事務に備え置かなければならないなどと義務を定めているものかなければならないなどと義務を定めているものがなければならないなどと義務を定めているものがなければならないなどと義務を定めているものがなければならないなどと義務を定めているものがなければならないなどと義務を定めているものでは、弁護士を関しております。

あうに認識しております。
のような会規、規程の趣旨でありますとか国民ののような会規、規程の趣旨でありますとか国民ののような会規、規程の趣旨でありますとか国民のような会規、規程の趣旨でありますとか国民ののような会規、規程の趣旨でありますとか国民ののような会規、規程の趣旨でありますとか国民のように認識しております。

〇神山委員 ありがとうございました。

○大口委員 公明党の大口善徳でございます。○大口委員 公明党の大口善徳でございます。

今回の改正につきましては、受験回数制限を、 今回の改正につきましては、受験回数制限を、 を回の改正につきましては、要験回数制限を、 をは、基礎、基本をしっかりするということ、それ から、五年以内に三回ということになりますと、 受け控えということで、修了者のうち直近の司法 試験を受験しなかった割合が二○%前後、特に法 学未修者は三○%前後ということでありますの で、弊害が出ておりますから、そういうことを解 で、弊害が出ておりますから、そういうことを解 がら、五年以内に三回ということでありますの。 で、弊害が出ておりますから、そういうことを解 がら、ころいう。

この司法試験の改革につきましては、次のステージとして今考えられていることは、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、二年以内に結論を得る。」昨年七月の法曹養成制度関係閣僚会議の決定でそうなっているわけであります。

試験に合格するということがどうしても第一の目、と申しますのも、やはり法科大学院生は、司法す。私も、これは慎重に考えた方がいいというふす。私も、これは慎重に考えた方がいいというふ科目の廃止については慎重な意見が出ておりま

的になってしまうということでありますので、選

殺されてしまう。と、法科大学院の非常にいい部分というものが減と、法科大学院の非常にいい部分というものが減け、法部になってしまう可能性がある。そうしますが、

弁型士、それから党型士、社労士という、社会で、役立っているということがあります。で、役立っているという方が活躍しているということで、治構そういう指摘があって、それで労働法を選択る、こういう指摘があって、それで労働法を選択る、こういう指摘があって、それで労働法を選択る、こういうことで、論文式試験の選択科目になって、役立っているということが、対しているという。社会に対しているということで、論文式試験の選択科目になった。

弁理士、それから税理士、社労士という、社会人として労働分野や知的財産分野等で仕事をしている方にとりますと、選択科目の存在というのがアドバンテージと考えて法科大学院に入学する人も一定数いると指摘されているわけであります。先日の参考人質疑で、経団連の経済基盤本部の和田照子主幹が参考人で述べられておったんですが、法科大学院における教育については、将来それぞれが選択する法曹としての進路によって必要とされる事門性を身につける足がかりとなるような試験科目を設けて、法曹の活動領域を拡大するということも期待し、法曹の活動領域を拡大するということも期待し、法曹の活動領域を拡大するということも期待されるわけであります。

答弁をお願いします。 重であるべきだ、私はこう考えますが、大臣の御 いては、これは廃止するということについては慎 そういう点で、この論文式試験の選択科目につ

御意見をいただきました。
の選択科目の廃止については慎重に考えろというの選択科目の廃止については慎重に考えろという

学院における教育との整合性を考えろ、それに加うことから、司法試験についてもそういう法科大では、法科大学院教育において、基本的な法律科では、法科大学院教育において、基本的な法律科表年の六月の法曹養成制度検討会議の取りまとめ去年の六月の法曹養成制度検討会議の取りまとめ

関係者のヒアリングを実施する等々のことをして きておりま をお示しして御意見を伺う、それから法科大学院 れるものとして、予備試験の試験科目も含めた案 わけですが、選択科目の廃止をする場合に考えら 十一月に、第二回、第三回の顧問会議が開かれた 官房法曹養成制度改革推進室で、昨年の十月から それで、検討の今の状況でございますが、内閣 す。

るようなところまで行っておりませんが、そう いりたいと思っております。 いったさまざまな意見を含めて、よく検討してま て、今まだ私がこの委員会で結論を申し上げられ 点から反対する考え方もあるわけでございまし 意見もある一方で、今委員が指摘されたような観 それで、この廃止については、これに賛成する

〇大口委員 次に、予備試験についてお伺いした

提言であって、司法試験予備試験の理由なわけで 確保すべきである。」これが司法制度改革審議会の を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由 ますが、「経済的事情や既に実社会で十分な経験 しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を 予備試験は平成二十三年に始まったわけであり

がだんだんふえている、こういう状況でありま うふうになっておりまして、予備試験を受ける方 数は大体九千人程度でありますけれども、実際の と、二十三年、二十四年、二十五年と、出願者の 受験者は、六千四百、七千百、九千二百、こうい 皆さんにお配りした資料を見ていただきます

一千四十一人であるわけでありますが、この中 平成二十四年から二十五年の増加数を見ますと

| 大学院在学中の人なんですね。九百四十二人、四 四名で一一%、こうなっているわけでございま 人、これは四〇%、法科大学院修了者は二百二十 六%です。その次は大学在学中の人、八百十九 出願時の最終学歴で一番ふえているのは法科

| ているということが言えると思うわけでありま | 試験の設置の理由と大きくかけ離れた実態になっ ますと九七%になっているわけです。これは予備 いずれにしましても、この三類型の人を合わせ

| は二七・三%ですから、割合も倍近くにふえてい | 学院在学中の人、修了者、これは全受験者の五 になるわけです。 る。どんどん予備試験に移行しているということ 〇・八%なんですね、平成二十五年は。二十三年 さらに、そういう点で、大学の在学生、法科大

| 九〇・三%を占めている、こういうことでござい |○・五%、法科大学院修了者は一三・一%、こう 在学中の人が四六・七%、大学在学中の人が三 いうことで、この三類型で予備試験最終合格者の 予備試験の最終合格を見ましても、法科大学院

| うことにも影響が出ているということでありま | ている、それから予備試験受験のため学生が法科 スクールの授業というのは、私も見学したりしま で司法試験に合格した法科大学院生が中途退学し ら提出された資料によりますと、予備試験ルート が出てきているかということは、第七回の顧問会 習、復習が欠かせないわけでありますが、そうい 議が三月二十七日にありました。そこで文科省か したけれども、かなりハードです。ですから、予 大学院の予習や授業をおろそかにしている。ロー では、その結果、法科大学院にはどういう影響

| う道が開けるわけでありますが、そうでない方は と、お金のある人は、予備校に通える人はそうい でありまして、ダブルスクールですよ。そうする また、法学部生が予備校を利用するということ

た制度にやはり改めるべきではないか、受験資格 どうするんだ。 の制限を設けるべきじゃないか、こういう議論を していかなきゃならない、こういうふうに思って いるところでございます。 こういうことで、予備試験を本来の趣旨に沿っ

カ、カナダ、韓国では、予備試験制度はありませ

| うになっている。この現状について、法務大臣と スとしての法曹養成というのが根底から覆されそ 道がどんどん広がっているということは、プロセ しての御認識をお伺いしたいと思います。 ペーパーテストで予備試験から法曹になる、この いうことであるわけでありますので、要するに、 大学院というものが充実した教育をやっていくと 国際的に通用する法曹を養成するために、法科

> で、ぜひとも大臣にはお考えをいただきたい、こ すべき理想というものはあるわけでありますの

のように期待をしておりますので、よろしくお願

次に、法曹有資格者の活動領域の拡大でござい

いします。

言をいただいているところでございます。 だいたわけですが、まさにそういう観点から御提 くございます。御党でも緊急提言をおまとめいた を考えるべきである、こういう御指摘も非常に強 いう御指摘も強いものがございまして、ですか 旨とは異なる状況が生まれているんじゃないかと 生の受験が非常にふえてきている、本来の制度趣 生や、あるいは今おっしゃったように法科大学院 いけないんじゃないか、何らかの受験資格の制限 ら、バイパスとして利用することを制限しなきゃ

る観点から、予備試験の科目数等も簡素化して、 験を積極的に評価すべきだ、受験者の負担を減ず 立点のあるところでございまして、むしろ予備試 曹養成制度の検討の中で、非常にある意味では対 もっと予備試験を受けやすくせよ、こういう御意 ところが、ここは、今までの司法試験制度、法

としているわけでございますが、答弁に立ちまし データ等々をきちっと分析しながら結論を出そう でこの御議論をいただいて、具体的ないろいろな それで、今、法曹養成制度改革推進会議のもと

ちっとした方向性を出せていないというのが現実 改正法にしたわけですが、ここのところはまだき な結論が、今回はある程度結論が出たところだけ のですから、これと委員会で申し上げられるよう でございまして、今後、詰めて議論をしていかな て大変苦しいのは、まだなかなか対立が厳しいも

ちなみに、法科大学院制度をとっているアメリ

ければならないと思っているところでございま

えていただかなきゃいけないと思うんです。 るということなんですね。そこはやはり深刻に考

意見の対立はあるでしょうけれども、本来目指

いうところにまで今非常に悪い影響が出てきてい

にお話をお伺いしました。

超有力校ですね。そう

〇大口委員 この前も、一橋の法科大学院の先生

〇谷垣国務大臣 予備試験制度については、大学

けでありますが、今そうでもないということであ ります。 要が飛躍的に増大する、こういうことであったわ ます。 これにつきましては、司法制度改革当初は、需

の制定とか民間企業との契約の締結のほか、第三 あるいは国選付添人の拡充とか、国民が利用しや であることがわかったと。 ず、長期間の勤務をしてもらうということも大切 に対する需要がある、任期つき職員の採用に限ら セクターの破綻処理や福祉の分野で法曹有資格者 脇淳教授が、地方自治体において、やはり、 い、このように思っているところでございます。 取り組みも一層強化をしていただかなきゃいけな 関の取り組みによって、新たな活動領域の拡大の すい裁判制度の実現、裁判官、検察官の増員によ る裁判官、 私は、国としても、やはり民事法律扶助とか、 それで、参考人質疑で、北海道大学大学院の宮 検察官の過疎地域の解消、政府関係機

それから、この前、 私は法テラス東京に行って

法務委員会議録第十六号 平成二十六年五月十四日

その三千

るんだということも認識をした次第でございま から、もっとどんどん開拓をすれば需要は出てく るんだなとつくづく感じたわけであります。です ろいろな困り事について対応していると。こうい う立派な志、高い志を持ったこともやっておられ 後見を、きちっと選任について後見されたり、い 寄りもない、お金もない方、お年寄りの方の成年 おって、それで司法ソーシャルワークということ きまして、太田晃弘弁護士等にお話をお伺いしま ソーシャルワークを構築して、例えば、本当に身 した。佐渡で法テラスのスタッフ弁護士をやって 行政、社協、福祉関係、 地域密着型の司法 うできるか、今検討していただいている。

持った法曹の養成、法曹と企業のマッチングの仕 しやすくする体制の整備、これも必要であると考 組みを整えたり、 我が国は、国際競争力を高めるためにも、やは 国際化する企業を支える専門性を 中小企業が法的サービスを利用

応ということもやっていかなきゃいけない。 る。捕鯨の敗訴判決の件もありましたように、や だということを常々言ってきたことでありますけ はりもっともっと国際仲裁とか国際司法裁判所対 なことも考えている。あるいは在外公館に派遣す るさまざまな問題の法的な支援をするというふう フリカ諸国に派遣して、そして日本企業が直面す を日本企業の進出が期待される東南アジアとかア ロ、在外公館を通じて、法テラスの所属の弁護士 そういう中で、法曹有資格者の海外展開の促 今、推進室の方でも、JICAやジェト 、法テラスに海外拠点を設けるべき

けれども、ここで検討しているわけであります お伺いしたいと思います。 いけない、こう思っております。大臣の御所見を が、これはもう本当にしっかりやっていかなきゃ 大を、有識者懇談会、大臣も例に挙げられました こういうことで、法曹有資格者の活動領域の拡

の拡大というのは極めて大事だと私も思っており 今おっしゃった新しい職務領域

は思っておりまして、今委員がおっしゃいました 職域が拡大できるか、あるいは企業、それから今 有識者懇談会、その中で大体三つの分野、国や自 立った場合にも努めなければならないことだと私 使われますが、やはり法の支配というものをあら 治体、あるいは福祉のような関係でどれだけまた ゆるところに推し広めていこうという高い理念に これは、職域を拡大していく、そういう表現が

ういったものも非常に考えていかなきゃならない 面がある。 いくのは非常にメリットがあるというお声がある 七都道府県、六十人ぐらいが行っているのではな た、法テラス等々のソーシャルワークですか、こ りも、実際に職員として、常時、気軽にといいま いかと思っておりますが、顧問弁護士という形よ のは私も心強いことだと思っておりますし、ま すか、法的なアドバイスを受けながら仕事をして は、お触れになりましたように、今、たしか四十 いろいろ問題がございまして、自治体等の場合

| らないということがあろうかと思います。 | その福祉対象者に法的サービスを及ぼしていくか | をどうするかとかいうような問題、どういう形で が、余りお金がなかったりすると、 なり多いわけですね。しかし、いわゆる弁護士 問題だけじゃなしに法的問題も抱えている人はか が高齢化に伴ってあるわけですが、同時に、福祉 というのは、仕組みの問題も相当考えなければな は、例えば痴呆が進んでいるとかいろいろなこと それから、福祉等では、やはり福祉の現場で ではその報酬

| ころで活躍できる法曹の層が必ずしも厚くない、 的支援、そういうものは何か、それから、海外進 できているか、それから、 外に進出した日本企業が現地で必要としている法 山委員の御質問にもお答えしたところですが、海 出に際して中小企業に十分な法的サービスが提供 それから、海外展開につきましては、先ほど神 やはりまだそういうと

> | だいて積極的にそういう検討を進めていきたいと 討が必要でございまして、今後も、御支援をいた むしろ薄いというようなことについて実践的な検

最後におっしゃった海外展開、こういうことをど 考えております。 人というのが果たしていいのか。

|きゃいけませんけれども、今、もう一度体制を整 える必要があるのではないか、こういうふうに 支配を広げるということは同時並行にしていかな 進室の法曹人口調査の検討を踏まえつつ、千五百 として、その後、内閣官房の法曹養成制度改革推 るを得ない、こういうこどもありますので、我が 思っております。 いうふうに考えているところであります。もちろ 人程度を想定する必要もあるのではないか、こう 党の四月九日の緊急提案では、まず千八百人程度 司法研修所の設備等の関係で、集合修習の問題と か、あるいは選択型の実務修習の実践が限定せざ 確保もかなり現場では難しいようでありますし、 ん、その活動領域を拡大するといいますか、法の それから、やはり経験豊かな指導担当弁護士の

を持つか検証が必要であることや、削減する場合 にはその理由の説明が必要である、政策のよしあ が、現状の約二千人という数字がどのような意味 る、こういう指摘もあります。 しを判断する際の目安として数値目標が必要であ 参考人質疑で、北海道大学大学院の宮脇淳教授

すが、大臣の御所見をお伺いします。 ということも必要ではないか、こう考えるわけで 踏まえて、新たな中長期的な数値目標を設定する すとか、あるいは法曹養成制度の整備の状況等も そういう点で、いろいろと、今後の需要動向で

〇谷垣国務大臣 三千人ということでやってきましたけれども、 今までは年間司法試験の合格者 そ

人という目標は撤回したわけです。 れは現実的でないということで、一応、 来たかということになりますと、必ずしも具体的 それで、三千人というのがどういうところから

なりました。ですから、この合格者数について、 |〇大口委員 次に、法曹人口のあり方でございま 当に、質を維持するということからいって、二千 が二千二百七十二人と、ピーク時の三九・三%に すけれども、二十六年度の法科大学院の入学者数 今二千人程度ということでありますけれども、 本 く、やはり国際的に見て日本は極めて法曹人口が な調査なりそういうものが行われた数字ではな

の調査に着手をしたところでございますので、私 と、少しきちっとした根拠に基づいて、あるべき 千人が策定されたというふうに記憶いたしており 弁はそういうことなのでございます。 やって、きちっとした分析をしていく、 の公的な立場としては、そこでの検討をしっかり こういうことで、法曹養成制度改革推進室で今そ 法曹人口というものを策定していく必要がある。 いの人口比で必要じゃないかというところから三 い、大ざっぱに言いますと、せめてフランスぐら 少ない、そうすると、アメリカなんかは極めて多 ますが、それが現実的でないということになる

ければならないのではないか。その点、いただい ごなしというようなことも頭の中に入れていかな 立がある分野でございますけれども、そろそろ粗 何かの心理にも非常に影響を与えるなと思いまし うことがなかなか決まりませんと、私は受験生や なと思って承っていたところでございます。 た緊急提言なども、そういう意味合いもあるのか て、そろそろといいますか、相当ここも意見の対 とにかく、その調査をしっかりやって、 しかし、一体先行きはどうなっていくのかとい

られる、そういう人にもチャレンジしていただき たいわけであります。そういう点では、 か、奥さんや子供を養いながら一生懸命やってお くて、そうではない人も、あるいは介護ですと はり多様なバックグラウンドを持った人に入って 出していきたいと考えております。 いただく。また、お金を持っている人だけじゃな 〇大口委員 法科大学院に入ってもらう方は、や 科大学院というのは非常に大事であります。

今、そういう点では、地方の国立法科大学院を

見ましても、八校のうち四校、島根、信州、新しま、八校のうち四校、島根、信州、新しているかであります。あるいは、香川と愛媛は連合といます。 大学院をどうしていくのかという点で、地方の法科という存在しなくなるんじゃないかという御指摘もといるう存在しなくなるんじゃないかという御指摘もといる方存在しなくなるんじゃないかという御指摘もといる方存在しなくなるんじゃないかという御指摘もといる方でになった。 大学院をどうしていくのかということは今喫緊のして、ます。

静岡大学と島根大学、参考人質疑でも、静岡大! された学にの宮下修一教授が話していたわけで を提案しているわけです。遠隔授業によって教育 を提案しているわけです。遠隔授業によって教育 を提案しているわけです。遠隔授業によって教育 を提案しているわけです。遠隔授業によって教育 を表って質の高い教育を実現しよう、こういうこと であるわけですね。

これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これは、下村文科大臣も昨年六月十八日に、これの法科大学院間の連携、連合の世界、連合など、すぐれた取り組みの提案を評価していただかなきゃいけませんし、法科大学院に対する公的支援の算定ということが非常に対していただめない。

ます。これについて、西川副大臣、よろしくお願しただ、宮下教授の話ですと、加算の具体的な評価基準が明らかになっていない、これを早く出していただきたい、遅くとも六月には出してもらいとともに、支援につきましては、文科省として、たれとともに、支援につきましては、文科省として、たたい、こういうことでございます。そして、それとともに、支援につきましては、文科省として、たたい、こういうことでございます。そして、それとともに、支援につきましては、文科省として、なたい、こういうごとが明らかになっていない、こういう要望がございとは、対策に対していただきたい、こういうでは、対策を関する。これについて、西川副大臣、よろしくお願しないただ、宮下教授の話ですと、加算の具体的な評しただ、宮下教授の話ですと、加算の具体的な評しただ、宮下教授の話ですと、加算の具体的な評しただ、宮下教授の話ですと、加算の具体的な評していただ、宮下教授の話ですと、加算の具体的な評した。

と上。 〇西川副大臣 大口先生の御質問にお答えいたしいします。

ということは十分に理解しております。ということは十分に理解しております。

ながら決めたところでございます。とれぞれの連携先を考えたり、そういうことを促していこう、そういうことで、今回いろいろな、していこう、そういうことで、今回いろいろな、して、しっかりと今の現状、各大学院が自主的にその中で、やはり、公的支援をいわばツールにその中で、やはり、公的支援をいわばツールに

です。

思っております。 |に分けました。その中で、まあまあいいというと | 率の問題、それから入学定員の充足率、あるいは 談に随分応じてまいりましたので、その具体策 指摘に沿いまして、文科省でも聞き取りとか御相 で、さらなる具体策を、先生が少なくとも六月中 示しいたしましたけれども、今先生御指摘のよう ますけれども。そういう類型を昨年の十一月にお 生が今御指摘になられました地方のいろいろな大 地域配置の問題、そういうことの中で三つの類型 うものを今月中にもお示しできるようにしたいと を、例えば連携するときの具体的なこと、そうい 学もあります、もちろん都市部のところでもあり にという御指摘でございましたけれども、その御 に、なかなか具体的なものが見えないということ ころ、それから中間的なところ、大変厳しい、先 まず最初に基本的なものを示した中では、合格

をいですねということで、これは続けてしっかりないですねということを配慮いたしまして考える重要性、そういうことも配慮いたしまして考えてまいりたいと思いますが、それにおきましても、やはり入学者選抜の実施状況や司法試験の合格状況の改善につながる取り組みというのが一番大事でございますので、その辺も考えながら、地方への配慮をしていきたいと思っております。それともう一つ御指摘の、二十六年度、ことしだけではないです、地域にそれぞれある重要性、地域にそれぞれあった。地方の配慮をしていきたいと思っております。 それから、地方の法科大学院については、当ないですねということで、これは続けてしっかりますが、それにおきまして考えない。

| 今の最後の点は周知徹底をよろしくお願いしまいたし | 〇大口委員 | どうもありがとうございました。| と対応してまいりたいと思っております。

○郡委員 おはようございます。民主党の郡和子○江﨑委員長 次に、郡和子委員。 以上で終わります。ありがとうございました。

ります。の現状と課題についてお尋ねをしたいと思っておめます。

思います。
思います。
思います。
思います。

ここ数年、法曹を目指す法曹志願者の数が激減をしていて、例えば法科大学院の受験の前提となる適性試験というのがありますけれども、その総受験者数、平成十五年度、五万三千八百七十六人おりましたけれども、これも年々減少しておりまして、平成二十五年度には八千四百九十四人にまで減りました。しかも、この適性試験というのは年二回行われているそうで、この二回を受けている、つまり重複して受けているという数を差し引きますと、実受験者数は四千九百四十五人、五千人を切ったわけでございます。

た。

これも平成十八年度の五千七百八十四人から減少これも平成十八年度の五千七百八十四人から減少これも平成十八年度の五千七百八十四人から減少

況だというふうに思っているわけです。というふうに認識をしています。大変危機的な状というふうに認識をしています。大変危機的な状ということは、大きな損失、課題であるしていくということは、大きな損失、課題である

職難、それから当初の想定と異なる合格率の低言われますけれども、法曹、とりわけ弁護士の就こういう状況が出てきた背景として、いろいろ

ます。の負担、これなどが挙げられているわけでございの負担、これなどが挙げられているわけでござい迷、また法曹となるまでの時間的、経済的コスト

では、まずお尋ねします。 か、まずお尋ねします。 か、まずお尋ねします。 か、まずお尋ねします。 た、これを克服するため、それぞれの原因に対応めているわけですけれども、内閣官房の法曹養成めているわけですけれども、内閣官房の法曹養成めているかけですけれども、内閣官房の法曹養成めているかけですけれども、内閣官房の法曹養成めているように受けと

〇谷垣国務大臣 昨年六月の法曹養成制度検討会 高、こういう分析になっております。 〇谷垣国務大臣 昨年六月の法曹養成制度検討会 本りまとめというのがございましたが、そこで 法曹志願者が減少している理由について分析して が議合格率が高くなっていない、また、司法修習 が設合格率が高くなっていない、また、司法修習 がいて一定の時間的、経済的負担を要することか ら、法曹を志願して法科大学院に入学することに が、法曹を志願して法科大学院に入学することに が、法曹を志願して法科大学院に入学することに が、法曹を志願して法科大学院に入学することに が、法曹を志願して法科大学院に入学することに が、、法曹を志願して法科大学院に入学することに が、、法曹を志願して法科大学院に入学することに が、、、こういう分析になっております。

ろでございます。
そこで、これを踏まえまして昨年七月に関係閣へでございます。

それから、法務省における有資格者の活動領域ではないか。これは推進室でやっております。うことで、もうちょっときちっとした調査が必要うことで、もうちょっときちっとした調査が必要されから、法職難の問題につきましては、一つは、まず、就職難の問題につきましては、一つは、

でございます。れは文科省で今取り組んでいただいているところれは文科省で今取り組んでいただいているところ大学院教育の質を確保するための組織見直し、こ大学院教育の質を確保するための組織見直し、法科

の拡大、これについても先ほど来幾つか御答弁を

申し上げました。

それから、法曹となるに当たっての時間的ある

れは中教審で今検討していただいているわけでご うこともある程度視野に置かなきゃいけない。こ 学部があり、その上にロースクールがあり、さら い制度になっているわけでございますので、やは いう問題については、四年制の大学、その中に法 いは経済的コストがかかり過ぎるのではないかと に研修所があるという、美しく言えば極めて手厚 飛び入学とか、要するに養成期間の短縮とい

と御指導をいただきたい、このように思っており していかなければならないわけですが、また何か こういう施策、取り組みを通じて問題点を改善

たいというふうに考えております。 き奨学金事業や授業料減免の充実に努めてまいり 由により修学を断念することがないよう、引き続 とも、そういう意欲と能力のある学生が経済的理 の充実を図っているところでございまして、今後 機構の大学等の奨学金事業の中で対応するという ましては、文科省といたしまして、日本学生支援 以外のことで、例えば経済的コストの部分につき 臣の方から御説明がございましたけれども、それ 〇中岡政府参考人 先生御指摘の中で、先ほど大 こと、国立大学、私立大学それぞれの授業料減免 す。

指されたわけであります。 法曹の質それから量、双方を豊かにすることが目 動を促すことにあって、それを実現するために、 利を守るとともに、個人や企業の自由で闊達な活 は、社会の隅々に法の支配を貫徹して、国民の権 〇郡委員 司法制度改革の本来の趣旨というの

五百人程度だったことを考えますと、四倍にふえ 度で推移していて、一九九○年まで年間合格者が 現に、ここ数年、 司法試験の合格者は二千人程

お、両者合わせて年間の任官者、二百人程度であ 官、検察官の数は微増にとどまっています。今な これに照らして、今、法曹の世界の中で、裁判

法の支配というのを実現するには、 弁護士はも

○郡委員

さらなる拡充が必要なんだろうという

員すべきである。」というふうにされております。 改革審議会の意見書でも、「全体としての法曹人 あるわけでして、二〇〇一年に出された司法制度 官や検察官もふえていくというのが重要な条件で 少しずつ増員が図られているものの、裁判官や検 口の増加を図る中で、裁判官、検察官を大幅に増 ちろんですけれども、 察官の大幅増員にはほど遠い状況であります。 資料一をごらんいただきたいんですけれども、 理由というのは予算の問題だけなんでしょう それだけではなくて、 裁判

ねします。 〇小川政府参考人 お答えいたします。

か。何がネックになっているんでしょうか。お尋

ます。 増員を行っているところというふうに考えており の方で裁判実務の現状及びその必要性を踏まえて 裁判官の員数につきましては、これは、裁判所

な体制の整備を行ってきたものと認識しておりま 司法制度改革に伴う新たな業務に適切に対応して は、現在の犯罪情勢及び裁判員制度の実施などの いくために、これまでも検察官増員を含めて必要 また、検察官の員数に関しましては、法務省で

実に図っているところでございます。 制度改革の意見書が出されました平成十三年と比 較いたしますと、裁判官については約六百名以 いただきました資料にもございますとおり、 上、検察官については約四百名の増員をいわば着 具体的な数字でございますが、委員から御提出 ,司法

対応することはもとより、諸般の事情も考慮し 犯罪動向などもございますので、こういった点に いりたいというふうに考えておりますし、検察官 ろを踏まえて、今後も引き続き適切に対応してま ましては、裁判所において適正に判断されるとこ いというふうに考えております。 の定員についても、これは毎年の事件数ですとか 法務省といたしましては、裁判官の定員につき 引き続き必要な体制の整備を進めてまいりた

されたわけです。その背景には、先ほども少し議 はしていないということなんだというふうに思い 士の活動領域、司法制度改革が期待したほど拡大 論があったかと思いますけれども、とりわけ弁護 も参考人質疑の中では、五百人以上、修習終了後 も登録できない人たちがいるということが紹介を ふうな認識で質問させていただきました。 昨今、弁護士志願者の中では、就職難で、先日

ふうに見ているのか、お尋ねしたい。 そうだとすれば、その理由はどこにあるという

う指摘がされております。 るものの、いまだ限定的と言わざるを得ないとい とめでも、有資格者の活動領域は、広がりつつあ 〇谷垣国務大臣 法曹養成制度検討会議の取りま

といいますか、便利だといいますか、そういう認 はあろうかと思います。 識を必ずしもいただいていなかったというところ ざいますが、一つは、法律家を使うと、役に立つ それで、どこに問題があるのかということでご

を受けながら進めていく、それが非常に結果とし れは心強いところだと思いますので、さらにそう ていいというようなお声も聞こえてきている。こ に顧問弁護士という形ではなく職員として入って いうのを進めていかなきゃいけない。 いただくと、いろいろな問題に法的なアドバイス それから、これは先ほども申し上げたところで ですから、先ほどの御議論の中でも、自治体等

| るという人も多い。しかし、お金をほとんど持っ 組みが、どうしたらいいかというところがまだ具 ておられるけれども、同時に法的問題を抱えてい すと難しいんですが、 ておられないというような方にどう、採算性と申 ありますが、福祉の分野では、福祉の問題を抱え ーーズを顕在化して、これに対応するための取り それは、要するに、先ほど申し上げたところで つまり、そういう潜在的な

> かないと広がっていかないのではないかと思って ら、こういったところをかなり具体的に詰めてい かったということはあるんだと思います。ですか おります。 体性が、検討するといっても具体性が十分でな

ざいます。 かぬということで今議論を進めているところでご に、少し実践的なところからやっていかなきゃい か、それから海外展開をどうしていくか、こうい も申しましたが、 有識者懇談会を設けまして、そのもとに、 う三つの分科会を設けまして、今申し上げたよう をどうするか、それから企業にどう入っていく それで、法務省は、こういう問題意識のもとに 国、自治体、福祉みたいなもの

そういう意味でも、企業内の弁護士をふやしてい ようなことも大切だというお話でしたけれども、 るであろうという認識を広く持ってもらうという れども、弁護士がいると簡単に事が進むことにな だろうというふうに思っています。 いうこともまた同時に重要なことになってくるん さまざまな分野で活躍できる人材を育てていくと 〇郡委員 今大臣の御答弁の最初のところですけ 自治体の弁護士をふやしていく、 あるいは、

て、法科大学院についてお尋ねをしたいというふ あろうかというふうに思っているわけで、 うに思います。 それが法科大学院に求められているところでも

教育が行われるというような状況を目指したわけ 七割から八割が司法試験に合格するよう充実した であります。それが達成されていないということ 当初、司法制度改革は、法科大学院の修了生が

護士業務をやろうとすると、なかなか採算性がと

ございますが、過去の実績のない新たな分野で弁

れないというようなことがあるわけです。

率には相当の差がございます。きょう、お手元の 配付資料にもあるとおりです。 また、各法科大学院によって、司法試験の合格

けれども、これは一体何が原因になっているの てお尋ねをしたいと思います。 そうしたいわば法科大学院の教育力の格差です そして、 その解決策はどこにあるのか、

〇中岡政府参考人

法科大学院のお尋ねでござい

教育理念について、改めてここで読ませていただ

下の基本的理念を統合的に実現するものでなけ て、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以

「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の

社会生活上の医師」としての役割を期待される 間性の涵養、向上を図る。 喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人 の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の 法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力

格率の差が大きいということを認識しておりま

しては、法学既修者と法学未修者の間における合

司法試験合格率が低迷している原因といたしま

析能力や法的議論の能力等を育成する。 的な法的問題を解決していくため必要な法的分 く創造的な思考力、あるいは事実に即して具体 に、それを批判的に検討し、また発展させてい 専門的な法知識を確実に習得させるととも

こういうふうに書かれておりまして、改めて読ま の機会を提供しうるものとする。 広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関す めるとともに、実際に社会への貢献を行うため 曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努 る思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法

〇中岡政府参考人 お答えいたします。 向について説明をいただきたいと思います。 どのように評価しているか、その改善、改革の方 以上の理念に照らしまして、法曹養成の現状を

な法曹を養成する観点から、法科大学院において す。二十一世紀の司法を支える質、量ともに豊か を有機的に連携させまして、プロセスとしての法 先ほど先生からるる御説明がございました。 念を体現して進めていくということがございま 曹養成の中核を担うということで、そのような理 充実した教育を行うことは大変重要なことと承知 法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習

しだけではなくて、例えば国際化対応とか継続的 策が課題に対しまして指摘されておるわけでござ 支援の見直しの強化とか認証評価の抜本的な見直 いますけれども、先ほどるる申し上げました公的 そういったことから、現在、さまざまな改善方

|○郡委員 今検討を進めておられて、しっかりと たいというふうに考えております。 科大学院の浮揚策にも積極的に取り組んでまいり な教育といった先導的な取り組みの支援など、

せていただくと、本当にすばらしい理念でありま せ、また、社会に生起する様々な問題に対して 先端的な法領域について基本的な理解を得さ

法科大学院の目指すべき理念につきましては、 〇中岡政府参考人 お答えいたします。

ております。 組織見直しに取り組むことは避けられないと考え ざいましても、課題が深刻な場合には、抜本的な 求められてございまして、地方の法科大学院でご 学者選抜におきまして深刻な課題を抱えます法科 定にございますように、司法試験の合格状況や入 大学院の自主的な組織見直しを加速させることが 昨年七月の政府の法曹養成制度関係閣僚会議決

から、全ての法科大学院を対象にいたしまして、 踏まえて公的支援の一部を減額するという仕組み 司法試験合格率や入学定員の充足率などの指標を た、公的支援の見直しのさらなる強化策におきま しては、課題が深刻な法科大学院に対しまして、 昨年十一月に私どもで公表させていただきまし

対応していくということだと思います。 法

けです。 の地域の居住者などにも目配りをしたそういうも する、また、お金のない人たちでも、社会人で 入れにも十分に配慮してオープンで公平なものと 学部あるいは他大学の出身者や社会人などの受け にしていくのか、また入学者の選抜について、他 ことが基準になるのか、あるいは、言われている のにならねばならないというふうに思っているわ も、また、その地域以外からも、しっかりとほか で、例えば司法試験の合格率が高い、低いという いうふうに承知しますが、その折にはどういう形 ように、全国的な適正配置、これをどういうふう 今後は法科大学院の統廃合が進められていくと

た。こういった理念に配慮した統廃合、この具体 という感想も寄せられているのを拝見いたしまし 的な方策、これはどうなっているのか、お尋ねを などによって、社会人などが大変ありがたかった この全国適正配置、それから他学部、夜間開講

> ます。 | ある配分を行う仕組みに改善したところでござい 提供を目指した連合など、すぐれた提案を評価し そういったところでの機会というのは非常に重要 多様なバックグラウンドを持っている方々を招き 援の基礎額を設定するとともに、質の高い教育の 勘案して三つの類型に分類いたしまして、 置、夜間開講状況を含めた多様な指標を総合的に の課程出身者、社会人の受け入れ状況や、地域配 先ほど委員の方から御指摘ございましたように、 て加算率を設定することで、公的支援のめり張り だというようなこともございまして、法学系以外 入れるというようなこと、あるいは、夜間だとか 文部科学省といたしましては、今後とも、地方 公的支

|だけるように、そういったところも十分配慮し 院の改革にしていただきたいというふうに思いま ところに気配りをしていただいた統廃合なり大学 〇郡委員 格差が広がらないように、さまざまな ふうに考えております。 多様なバックグラウンドを持つ方々が入っていた の法科大学院に配慮し、あるいは、夜間だとか、 て、抜本的な組織見直しをしてまいりたいという

びと司法試験と連携をしながら、その役割をしっ 実務研修を行う司法修習、これも、大学院での学 りますし、現場での法曹の活動に実際にかかわる 教育を施すということ、それからまた、高度専門 教育の理念そのものに立ち返ってしっかりとした のためには、法科大学院が、先ほど言ったような 思っているわけです。 職の教育、これらも必要だというふうに思ってお るためにあるというふうに考えておりまして、 かりと果たすということが重要だというふうに 法曹養成制度は、利用者が求める実務家を育て そ

位及びこれに関連する措置のあり方について検討 法修習のさらなる充実に向けて、司法修習生の地 するとされました。 法曹養成制度改革検討会の取りまとめでも、司

最高裁での検討状況、進捗状況を説明いただき

九

類第三号

たいと思います。

○安浪最高裁判所長官代理者 お答えいたしま

司法修習のさらなる充実というのが大変重要なこ とと考えております 最高裁といたしましても、実務修習を含めます

にわたっての導入修習を実施するということとい で、司法修習開始時に、司法修習生を司法研修所 設置されております司法修習委員会にも諮った上 具体的なことで申し上げますと、最高裁判所に 移動期間も含めまして約一カ月

周知したところでございます。 ぞれガイドラインを策定し、既に各実務修習地に 容を明確化し、より一層充実させるために、それ て、法曹三者それぞれが実務修習における指導内 次に、実務庁での分野別実務修習に関しまして 司法修習委員会における議論も踏まえまし

けているところでございます。 ワーキンググループを立ち上げて、鋭意検討を続 詳細に把握し、具体的な充実方策を検討するため そのほか、引き続き、実務修習の実情をさらに 司法修習委員会のもとに実務家等で成ります

についてはどのような検討がされているでしょう ております。兼業許可基準のさらなる緩和の要否 の現状というのを資料の中で配付させていただい 基準を設けて兼業を認めることになりました。そ 義務が課せられている司法修習生ですけれども、 うにされたわけですけれども、一方で、修習専念 ために工夫が求められて、検討が必要だというふ 〇郡委員 司法修習をより密度の濃いものにする

〇安浪最高裁判所長官代理者 お答えいたしま

ば、兼職、兼業を行うことができないとされてお めとする教育活動につきまして兼業を認めるべき ります。政府の法曹養成制度関係閣僚会議の決定 におきまして、法科大学院における学生指導を初 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなけれ

とに個別に検討して、その許否を判断してまいっ 旨に照らして問題がないかという観点から事例ご 量を踏まえまして、修習専念義務が定められた趣 の運用の緩和を図ったところでございます。 がされてまいります業務の内容、業務時間、業務 旨に反しないと考えられる一定の範囲で兼業許可 との提言がされたことなどを踏まえまして、 具体的に申し上げますと、修習生の方から申請 最高

ざいました。 的多数は、法科大学院や司法試験予備校での指導 件でございます。許可をいたしましたものの圧倒 れたものが二百十五件、不許可となったものが二 アシスタントあるいは答案の添削ということでご とし四月末日までに、アルバイトの兼業許可がさ 資料にもございますとおり、平成二十六年、こ

視していく必要があると考えているところでござ います。 たばかりのところでございまして、修習への影響 が、現在修習中の第六十七期の修習生から開始し すが、この兼業許可の運用の緩和といいますの 支障については承知していないところでございま がどういうことになるのか、この辺もきちっと注 現在までのところで、兼業による司法修習への

も、その基準の安易な緩和には問題があるという 〇郡委員 冒頭指摘しましたように、法曹志願者 あるというふうに思っています。 習に専念できるようにするために、修習生に対す 援については、今のように兼業を認めるとして ともあるわけです。司法修習生に対する経済的支 での時間的、経済的な負担の重さというふうなこ の数が減少している背景の一つに、法曹になるま る経済的支援、これも拡充、検討していく必要が ふうに私自身は思っております。司法修習生が修

申しわけありません。 でもございますので、 質問をさせていただこうと思いましたが、時間 飛ばさせていただきます。

次は、予備試験についてです。

てきているところでございます。 修習専念義務が定められた趣

のような対策を講じる予定か、伺いたいと思いま この予備試験の本来の趣旨を取り戻すためにど

ます。 すべきではないかという指摘もあるところであり 負担を減じるため、予備試験の科目数等を簡素化 予備試験を積極的に評価いたしまして、受験者の きているのではないかという指摘がある一方で、 ましては、本来の制度趣旨と異なる状況が生じて 〇大塲政府参考人 予備試験制度のあり方につき

度を見直す必要があるのかどうか、 いるところであります。 体的なデータの分析に基づきまして、予備試験制 現在、法曹養成制度改革推進会議のもとで、具 検討を行って

で文科省の配付資料として出されたものを添付さ 〇郡委員 資料の六ですけれども、顧問会議の中

これも資料の中に加えさせていただきましたけれ めて高いわけでございます。 ん。予備試験の合格者の中には、学部生、法科大 ども、その趣旨に沿ったものにはなっておりませ るわけです。しかし、予備試験の現状の状況は、 は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積ん 学院の在学生、それから修了生が占める割合が極 い者に法曹となる道を開くということになってい でいるなどの理由によって法科大学院を経由しな た。改めてですけれども、この制度の本来の趣旨 予備試験についてもいろいろ議論がございまし す皆さんたちにどのような影響を与えているのか ので、予備試験が学生たちに、あるいはまた目指 せていただいております。お配りをしております

指摘をされているわけです。 相当額の費用を負担して予備校に行ける、そうい 復活しているし、また、お金持ちしか通らない、 たというふうに承知しているわけです。しかし、 ど、かつてのダブルスクール化というのが急速に 備試験の受験のために一年生から予備校に通うな たことへの反省に基づいて法科大学院が導入され スクール化、また大学離れと言われる状況を招い 備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、ダブル う人しか通らなくなっているというふうなことも 予備試験がスタートして以降、法学部の学生が予 司法試験における競争の激化で、学生が受験予

について大臣にお聞きしたいと思います。 とって何か問題が生じることはないのかという点 るのか。施されることがないとすれば、利用者に | 法曹が拡大した場合には、こうした理念に基づく すけれども、飛び越えて、この予備試験ルートの される、こういうことが期待をされているわけで 〇谷垣国務大臣 法曹教育というのは一体どこで施されることにな 力、法的分析能力や法的議論の能力、先端的な法 ということがアンケートの調査でわかりますの 得る豊かな人間性の涵養、また、創造的な思考 を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感し の社会生活上の医師として、かけがえのない人生 で、ぜひお読みいただきたいと思います。 領域の理解や法曹としての責任感や倫理観が涵養 予備試験ですけれども、法科大学院では、 司法制度改革審議会の意見書の

をいただいております。 かり認定できるようなことにすべきだという意見 実社会での経験などで十分ロースクールを出た者 ような問題意識だと思いますが、予備試験では、 中で、恐らく今、郡さんがおっしゃったのと同じ に匹敵し得る、同等の能力があるかどうかをしっ

ります。 ばいけない、一応そういうふうに設計はされてお ない、それをやはりチェックできるものでなけれ れから法実務の基礎的素養も持っていなきゃいけ 院修了者と同等の学識も要りますし、応用力、そ それで、今の予備試験は、基本的に、法科大学

認定をどうしていくか、単に法律学の素養だけ 仕組みになっております。 ば法律家の実務の基礎能力としては、やはり事実 述試験も入れておりまして、そういう中で、 していくかというようなことも一応チェックする じゃなしに、事実認定の一番基礎的な部分をどう 実務基礎科目というのがございます。それで、口 例えば、試験科目として、法曹倫理を含む法律

ただ、予備試験に合格した者が司法試験の最終 へただ、予備試験に合格した者が 可のべき手を打っていかなければいけないと思って だてはまだ十分わかっていない面もございますの だれだけの能力を持っていない面もございますの だれだけの能力を持っていない面もございますの だい そこらあたりもきちっと分析していって、打つべき手を打っていかなければいけないと思って はります。

思うんです。 思うんです。 思うんです。 思うんです。

はんでいる。劇団をやめるという決断と試験勉強 世であるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるという方。それから、法科大学院への入せであるというが、現在、その夢に向かって少しずつと対象を対象しているできる環境を整えていくべきだ。

実にさまざまな、私が今手にしているのは、社は、たっぱいからロースクールを経て資格を取った方々なんですけれども、このような状況を見ていますと、本当に今回の改正は、小手先と言ってはなんなですけれども、ほんのわずかな改正で、今後、抜かあるというふうに思っているということを最後に申し述べて、質問を終わります。

〇江﨑委員長 次に、階猛委員。

〇階委員 民主党の階猛です。

後、短答式試験を受ける。 さょうから司法試験が始まるわけでして、今のきょうから司法試験が始まるわけでして、今の

時代でございました。

・我々の時代は、短答式試験でまず五分の一とかまた一割ぐらい落とされて、最終的に生き残るをまた一割ぐらい落とされて、最終的に生き残るをいうか合格するのが二%から三%ぐらいに絞られて、そいうか合格するのが二%から三%ぐらいというか合格するのが二%から三%ぐらいというが合格するのが二%から三%ぐらいというがある。

想されると思うんです。

それに比べれば、今は、まず短答式試験、受からなくても論述式試験まで受けられる。口述式試験もありません。合格率も、当初言われていたほどではないですけれども、二六、七%あるということで、我々の時代からすると試験は楽になったとで、我々の時代からすると試験は楽になった。

ということでございますが、これはもう皆さん御案内のとおりでございまして、毎年毎年、ここのに受けた方は七千六百五十三人です。ことしはまだ出願段階の数字しかありませんので、きょう多が、午前中終わったぐらいで実際の受験者数が出てくると思うんですが、今の申し込み段階の数字からすると、昨年の七千六百五十三人からさらに下がるのではないかというふうに私は予想しております。後でもし数字がわかったらお答えいただければと思います。

世、司法試験が通りにくいと言われていた時代、実は四万五千人ぐらい司法試験の受験者数をふなに受験者が減ってきたのか。この理由についてなに受験者が減ってきたのか。この理由については後で述べますけれども、そういう受験者数をふやしたいという思いもあって今回の司法試験が深になったのに、なぜこんかと言われていた時間、司法試験が通りにくいと言われていた時間、対しているのはあると思うんです。

法の改正で、受験回数制限が緩やかになって、今一そこでまずお聞きしたいのは、今回の司法試験「

一級られて、よって受け控えが減少するということは確実に予請述試験をできてしまった、だから五年に五回とすることにけて、そのに推移すると考えているのか、お答えください。さたころとりました。このことによって受験者数がどのようさたころとに回ということですと受け控えというものが出行のようにない。このことによって受験者数がどのようして、今のいうことで、五回チャンスがあるというふうになして、今のいうことは確実に予して、今のいうことは確実に予して、今のいうことは確実に予して、今のいうことは確実に予して、中心に対している。

ただ、それを超えて実際の受験者数がどのようし、今後の法科大学院の修了者数あるいは司法がするのか、あるいは、五年も使い切らずに途がっとこっちがいいと思って行く方もあるでしょうし、今後の法科大学院の修了者数あるいはの程度に就合格者数等々によって変わってくると思います。

ます。
は、受け控えが減るであろうということでございは、受け控えが減るであろうということでござい

○階委員 受け控えが減って五年間フルに受けられる人がふえるということになると、新しく試験を受ける人にとっては、先輩方、滞留と言ったら言葉が悪いですけれども、過去に司法試験を受け始められた方が残っている数もふえるわけですね。ということは、新しく受ける人にとっては、何回も受けられた方が残っている数もふえるわけですね。ということは、新しく受ける人にとっては、何回も受けちゃうんじゃないかということで、もしろ、直近は受験回数制限が緩和されたことでふえるかもしれませんが、長い目で見ると減るかもしれませんが、長い目で見ると減るかもしれませんが、長い目で見ると減るかもしれませんが、長い目で見ると減るかもしれませんが、長い目で見ると、新しく試験なるかもしれませんが、長い目で見ると減るかもしれませんが、長い目で見ると減って五年間フルに受けらい。

もう一つ、今回の改正で、短答式試験科目も、改善するというふうには到底思えません。改善するというふうには到底思えません。あったように、この改革は小手先と言いましたけあったように、この改革は小手先と言いましたけ

| 対目数を減らして負担を減らそうということなんですが、確かに、たくさんの科目を一から勉強して試験に備えるというのは大変なことですから、未修者にとっては負担は減るのでしょう。 | 本修者にとっては負担は減るのでしょう。

ただ、受かる確率がそれで増すかどうかというただ、受かる確率がそれで増すかどうかという意、民、刑ということになりますと、法学部の段意、民、刑ということになりますと、法学部の段階から勉強してきて法科大学院に進まれた方、年階がら勉強してきて法科大学院に進まれた方、年階がら勉強してきて法科大学院に進まれた方、年期が入って憲、民、刑を勉強している方、こういう方たちと勝負することになるわけで、それ以外の科目というのは学部段階ではさほど勉強しないのが普通なのかなと思っていまして、むしろ、競の利目というのは学部段階ではさほど勉強しないのもした。

にお考えになりますか。
にお考えになりますか。
こちらにとってもマイナスの影響があるような気もするんですが、この点についてはどのような気もするんですが、この点についてはどのような気もするんですが、この点についてはどのようによって、今、法学未修者の法科

〇谷垣国務大臣 ここも、今、階委員がおっ

まして、ことは大いに期待しておりままして、やはり基礎的科目に集中していく時間が、時間といいますか、そういう方向になっていが、時間といいますか、そういう方向になっていが、時間といいのが相当今までも議論されてきれるだろうということは大いに期待しておりません。 とは、法学未修者が、憲、民、刑、基本的なるだろうということは大いに期待していく時間が、時間というのが相当今までも議論されてきなるだろうということは大いに期待しておりません。

法曹を目指してもらおうということですから、な○階委員 法科大学院をつくって未修者の人にも

第一類第三号 法務委員会議録第十六号 平成二十六年五月十四日

格率の引き上げにつながるかどうかわからないと 格率の引き上げにつながるかどうかわからないと すけれども、その点についても、今回の改正が合 っただと、改善の効果は望み薄なのかなと思 いうことだと、改善の効果は望み薄なのかなと思

ですから、私は、もっと志願者をふやすためのただきたいと思っています。

ていただきまして、通告ですと四点目です。次の質問はちょっと時間の関係で一旦飛ばさせ

見合う数に減らしていくということです。
見合う数に減らしていくということで、先般の参考人質疑でもいろいろ御意見に同意したわけですけれども、一つには、司法試験の合格者数を法曹需要にもいっただきました。私はその中でも和田吉弘先見をいただきました。私はその中でも和田吉弘先見をいただきました。私はその根本的な解決方策と

数を減らす。 過剰なのではないかということで、まずは合格者 でしたことからすると、やはり弁護士は供給

それからもう一点は、法科大学院修了が司法試したよりも司法試験の合格率はうんと低い、大半のはますし、法科大学院に通って、膨大な時間とお金がかかり、ありますけれども、司法試験を受けるためには、ありますし、法科大学院を修了しても、予備試験ルートというのもありますけれども、原則、修了が要件だというのもありますけれども、原則、修了が要件だというのもありますけれども、原則、修了が要件だというのもありますけれども、原制、修了が要件だというのもありますけれども、原制をでそうなっていますということで、教育水準にも問題がある。

というようなことからすると、先日、読売新聞の記事で見たんですけれども、二月二十三日だったかと思いますが、法科大学院に通うというのは年、罰金三百万だという話も受験生の間からは上年、罰金三百万だという話も受験生の間からは上年、罰金三百万だという話も受験生の間からは上年、罰金三百万だという話も受験生の間からは上年、罪を犯して強制的に入れられるものなので仕ば、罪を犯して強制的に入れられるものなので仕ば、罪を犯して強制的に入れられるものなので仕ば、罪を犯して強制的に入れられども、忠行とから人が離れるのは当然だろうというように私は思っています。

一つ言えるのは、法科大学院修了を受験資格のとしていた。こういうことも考えたらいいのでは、法科大学院修了を受験資格とすることをやめたとしても、よい法科大学院は残れるだろうというふうに思っていまして、受験者数をふやすというあうに思っていまして、受験者数をふやすというが、としても、よい法科大学院は残れるだろうというが、は利力学院修了を受験資格のでは、こういうことも考えたらいいのではないかと思っています。

す。れども、この点について大臣の御所見を伺いまれども、この点について大臣の御所見を伺いまけけ、二点、抜本的な対策だと思っていますけ

難しいなと思っているわけでございます。 の御意見がそれぞれ皆大きく違っておりまして、 それぞれのスタンス、とっておられるお立場に よって意見も鋭く違っている。これが、私にとり まして、刺激でもございますし、答弁もなかなか なって意見も鋭く違っているの質疑は、ある意味

ひとつきちっとした調査をして、あるべき法曹人いうようなことで、割と漠然とやられた。やはりだいているわけでございますので、先ほども申しだいているわけでございますので、先ほども申しだいているわけでございますが、大ほども申しだいているわけでございますが、まず、数を減らせという問題でございますが、まず、数を減らせという問題でございますが、

は思っております。口というものをもう少し明確に描いてみたいと私

います。 にだ、これが今の私のお答えできることでございかぬ、これが今の私のお答えできることでございかぬ、これが今の私のお答えできることでございかぬ、これが今の私のお答えできることでございかぬ、これは先ほど申しましたように、いつま

それから、法科大学院修了者に受験資格を与えるのをやめろという御意見、これは一つのお立場だと思いますが、今までの議論の結論として、昨年七月の関係閣僚会議での議論の結論として、昨年七月の関係閣僚会議での議論の結論が示されたところでございまして、るという結論が示されたところでございまして、るという結論が示されたところでございまして、るという結論が示されたところでございまして、う、課題を解決していこうということに立っております。

それで、結局、先ほどのような調査をきちっとやって、どのくらい本当にできるのかということを考えていかなきゃなりません。先ほど委員がお挙げになりましたいろいろな数字の中で、憂慮すべき数字はいろいろあるのでございますが、特に六十期台の、もう弁護士資格を返上してしまうという数が非常にふえている、実は日弁連等々に問い合わせましても原因はまだ十分わかりませんけれども、これは十分注目していかなきゃならないます。

らなきゃいけないと思っております。

○階委員 今大臣、危機感とおっしゃいましたけ ○階委員 今大臣、危機感とおっしゃいましたけ ときに、法曹養成の問題について政策評価で取り ときに、法曹養成の問題について政策評価で取り ときに、法曹養成の問題について政策評価で取り ときに、法曹養成の問題について政策評価で取り ときに、法曹養成の問題について政策評価で取り

これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法勧告内容としては、「年間数値目標については、合格者数に係る目標値を検討せよということで、日上げた点に関して言いますと、司法試験の年間し上げた点に関して言いますと、司法試験の年間

す。

であること。」これは法務省に対する勧告で
における質の向上の状況等を踏まえつつ、速や
院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速や
がに検討することから、これまで及び今後の弁護士の
的であることから、これまで及び今後の弁護士の

それは必要だとは思っております。ただ、先ほど まだに調査と言われると、私は本当に危機感を 広がってはいけない、少しでも早めるように頑張 の多い試験であるというようなイメージばかりが やっておりますと、実際、なかなかこれはリスク も申し上げたように、いつまでもマンマンデーで 上げたいんですが、大臣、いかがでしょうか。 標を決めるべきではないかということを強く申し に、早急に結論を出して、司法試験合格者数の目 さに、これまでの慣例とか計画にはとらわれず が、そこはもう法務省を所管する大臣として、ま 検討のスケジュールとかもあるかもしれません 持っているのかと言いたくなるんですね。 〇谷垣国務大臣 今までのスケジュール等、 こういうことからして、いろいろ閣僚会議での 二年前にこういう勧告をしているんですが、い

○階委員 ぜひよろしくお願いいたします。 ○階委員 ぜひよろしくお願いいたします。 をいうこととともに、法科大学院というのは刑務 ということとともに、法科大学院というのは刑務 に思っていただかなくちゃいけないと思ってい の教育水準というのは、いいところもありますけ れども、総じて言えば物足りないものがある。

ださい。でいるとお考えになられるかどうか、まずお答えくいるとお考えになられるかどうか、まずお答えくいるとお考えになられるかどうか、まずお答えくいるとお考えになられるかどうか、まずお答えで、文科省、副大臣にお越しいただいてい

リキテトごうかこう)つはらはっこぎ)この西川副大臣 階先生にお答えいたします。

端なあれかなと思いますけれども、ただ、先生御刑務所かどうかというのはちょっと余りにも極

います。今先生の御指摘は、まさにこの質の問題 ら、まず、この数の問題があると思うんですね。 違っていたということも大いにあると思いますか はり当初の想定の需要に対する見込みの状況が 指摘のように、今この法科大学院については、や 今、法科大学院の教育の質の問題だと思

る、それはそう思っております。 も事実でございますので、一定の成果は上げてい まな人材を送り出しているという実績もあること 判所、それ以外の民間企業や公務部門にもさまざ いろいろな法務実務、法曹界の検事、弁護士、裁 ただ、やはり法科大学院ができてから、かなり

げかけているところでございます。 けて、本当に厳しいところに、これからどうする げるために、公的支援を使いながら、三分類に分 んだということを今文科省としてはいろいろと投 大学院がかなり散見されまして、今回この質を上 ただ、先生御指摘のように、合格率が大変低い か。

るということで、質の確保にも鋭意努力しており 認試験を受けた上でやっていく、そういうことで ふるいにかけた生徒が、卒業生が司法試験を受け 認試験を導入することが大体決まっております。 これによって、一年ごとに進級するごとにこの確 ては、実は抜本的な見直しとして、共通到達度確 そういう意味で、一つの教育の質の問題につい

ちょっと法科大学院の現状をお伝えしたいと思う は否定しませんけれども、客観的なデータで 〇階委員 法科大学院のいい面もあるということ んですが、きょうお配りしている資料を見ていた

二十五の平成十八年度の数字を一〇〇とした場 員を減らして三千八百九人。手書きで、五千八百 度当たり五千八百二十五人ということで、今は定 うことで、文科省の方でつくっていただいた資料 なんですが、入学定員がピーク時では平成十八年 志願者数、入学定員及び実入学者数の推移とい

滅ってはいます。

入学者の数の減少が追いつかないといいますか、 ことです。 さらなる減少のスピードで減ってきているという ただ、この定員を減らすスピードに志願者とか

| とは、いかに法科大学院の人気が落ちてきている | 未修者がどんどん減ってきていまして、二二・ |から、入学者数でいうと、三九・三、六〇・七% 者のそれぞれについて、平成十八年度を一〇〇と 滅です。さらに、その右側で、法学既修者と未修 した場合どうなのかということでいうと、やはり 五ということです。こういう数字があるというこ として、今や二八・四、七一・六%減です。それ 例えば、志願者数でいうと、同じ時点を一〇〇

なくなっています。 は二八%ぐらいいたのが今や一五%ぐらいしかい 数もどんどん減ってきておりまして、平成十八年 のが今や一八・六%ということで、これもかなり の割合が減ってきているということをお話ししま の数が減っています。また、法学部以外の入学者 したけれども、社会人の全体に占める入学割合で すけれども、平成十八年は三三・三%ぐらいいた また、付言させていただきますと、今、未修者

| か予備試験に行っている。しかし、予備試験とい | ろな状況で、もう通行困難になっていて、やむに | えているということは、やはり教育に問題がある すから、こちらに行った人も決して楽な道ではな うのは王道に比べますと極めて狭い道でございま やまれず、邪道といいますかバイパスといいます じゃないか。道路の前に土砂が崩れたり、いろい れませんが、王道はもう通行困難になっているん 一だというような考え方の方もいらっしゃるようで | によっては、法科大学院が王道で予備試験は邪道 を上げていないという現状において、先ほど、人 ということになるのではないかと思っています。 すけれども、 こうした法科大学院が当初の理念どおりの成果 こういうことで、法科大学院を敬遠する人がふ 確かに王道は法科大学院なのかもし

を維持するのはおかしいのではないかと思うわけ る状況の中で、本当に抜本的なことをやるという です。この点について、重ねてですけれども、 法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度 れども、法科大学院が今の状況であれば、やはり ような、そういう状況だと思っております。 こともさることながら、先ほど申し上げましたけ のであれば、予備試験ルートをどうするかという くて、もうだんだん渋滞が激しくなってきて 私は、この今の志願者がどんどん減り続けてい いる 大

ながら受験をされたんだと思います。 なって、たしか階先生は民間企業にお勤めになり 〇谷垣国務大臣 階委員も旧司法試験をお通りに 臣、どう思われますか。

に感じました。私の能力が足らなかったのかもし 試験一発でやることのつらさというのを私は非常 れません。 かり申してはいけませんが、何度も落ちまして、 優秀でなかったものですから、余り自分の経験ば 私も旧司法試験制度で受けまして、階先生ほど

ちょっと言い過ぎですが、やはり愛着といいます とに、私はどうしても、どうしてもと言うと か、いい点があるなと。 要な知識というものをそういうロースクールとい の評価ということになるんでしょうが、実務に必 うような中で教えていく、教育していくというこ それから見ますと、ですから結局ロースクール

ていると思いますね。そういうところを見ます く方式とか、教育の成果を上げているところは出 | 方式でいろいろな論点を研さんしながらやってい ス・メソッドというんでしょうか、そういう対話 育では余りなかったような、いわゆるソクラテ しかし、ロースクールの中でも、かつての大学教 ろ、いろいろなロースクールがあると思います。 が と、なかなか捨てたものではないという気持ち が、優秀なところ、あるいはまだ問題のあるとこ な、これは文科省、非常に御努力でございます それで、今のロースクールの評価は、いろいろ

> の違ってくるところなのかなというふうな感じが 持っておりまして、そこがまた階先生と若干評価 そこに集中して出てくるかという思いを私は強く いたします。 すが、そういうふうに私は思っております。 ですから結局、一点で選抜するときに、何に、

として幅広い教養であるとか実務能力を身につけ のではないかというふうに思います。 きながら法科大学院で勉強していただいて、法曹 いけれども、法科大学院を修了せずに司法試験に 験の受験資格として法科大学院修了は要件としな ほしいと思うところもあります。例えば、 〇階委員 私も、ロースクールはもっと活躍して る。そういうやり方でも、法科大学院は生かせる 受かった人については、受かった後に、実務につ

況を打開できる、要するに一挙両得なのではない を与えるということで、志願者が激減している状 ますか。 つ、一方では、法科大学院を経なくても受験資格 かと思っていますけれども、この点、どう思われ こういうことにすれば、法科大学院を活用しつ

ないかということだと思いますね。 て、その後またロースクール。そのプロセスで と、司法試験をともかく点として受けて、そし 〇谷垣国務大臣 ロースクールのいいところを活用すればいいじゃ 今、階さんのお話を伺います

ます。 ないか、それぞれの大学が運用する法科大学院で えていくのは国の司法研修所でなくてもいいでは いいではないかというような御見解のように賜り 度のような、つまり、必ずしもプロセスとして教 クールを司法研修所にかえれば、昔の司法試験制 そうすると、今のお話を伺いますと、口

は、日本は、やはり学部における法学教育とい とを私は拭い切れないのが一つございます。 確かにそれもプロセスだけれども、結局、 一点に重圧がかかってくるのではないかというこ それから、 そうすると、もう一回もとに戻ってくるのは、 今お話を伺ってつくづく思いますの

捨てたものではないと言うとちょっと失礼で

こは、やはりいろいろ試験制度に問題、矛盾が生 じて、改革になった。 務の司法研修所であるという長い体系で来て、そ という法学部の上に司法試験があって、そして実 う、それは、医学部のようなプロフェッショナル を目指すものではない、幅広い市民を育てるんだ ٥ د ۱

りましたロースクールというのを接ぎ木したわけ う今までの日本の制度に、アメリカで行われてお てきているわけです。 かというところに我々は悩んで、今問題が多く出 ですね。その接ぎ木がうまく接合しているかどう 今我々が苦しんでおりますのは、結局、そうい

とを思いまして、この問いかけは、私の頭の中で て考えたい、こういうふうに思っているわけでご も実はぐるぐる回っておりますけれども、私は、 いた問題点はどう克服できるんだろうかというこ て、昔の制度に戻していって、昔の制度の抱えて で私はやっております。それで、接ぎ木を戻し いくかという、どちらかというと、そういう発想 一度採用したプロセスという方に今は重点を置い では、どうやったらその接ぎ木がうまく育って

としては幾つかあるのでしょう。 れは共通認識だと思うんですが、そのための方策 ○階委員 目的は志願者をふやすということ、こ

ことがあります。ただ、この間の参考人質疑の中 先ほどおっしゃられたのは、法科大学院はやめて | と思いますが、この点は、文科省、いかがでしょ もあるでしょう。また、私の意見をそんたくして るでしょうし、韓国がそうであったように、法科 して、それできょうの提案に至っているわけで で、ちょっとそれは難しいかなというのも思いま 研修所に吸収するということ、私もそれも考えた 大学院をつくったときに学部はやめるということ 合した部分をよりなじむようにするというのもあ 例えば、大臣がお触れになった、要するに、 接

行きたい人は行けばいいと思っているんです。い 教育を受けられる法科大学院であれば、自学で 私が言っているのは、受かるまで法科大学院に

| 集まるんだと思います。それはそれで行ってい | 後も活躍の場は広いでしょうから、どんどん人は るよりも、 司法試験を受ける、あるいは予備校に行って受け 合格率も高くなるだろうし、受かった

た。 | さわしいのではないかということで申し上げまし 一広い能力、これはもう時代とともに変わっていき | 心となりますから、実務家法曹にとって必要な幅 | も、研修所はどちらかというと法廷での実務が中 | 要である。そこは、研修所もいいんですけれど は、やはりどこか幅広い教育を授けるところが必 ますから、むしろ法科大学院というのがそれにふ ただ他方、法科大学院に行かないで受かった人

一ひそこは柔軟にお願いします。 | ていくと元も子もないことだと思いますので、ぜ やればいいのかもしれませんけれども、そこに余 | 合部分をよりスムーズにするというのも、うまく 御提案は申し上げます。大臣もゼロベースで考え | み込んだ対策が必要で、私はその観点でいろいろ は、今のままではどうしようもないので、相当踏 ていただく方がいいのではないかと。もちろん接 りとらわれ過ぎて志願者がこのままどんどん減っ いずれにしても、法曹志願者をふやすために

ますので、さらなる定員削減をすべきではないか | は定員と実入学者が乖離し過ぎていると思ってい うか。 二人、定員充足率は六〇%ということなので、私 | 千八百九人で、実入学者がことしは二千二百七十 法科大学院の定員、先ほど言いましたように三 あと、法科大学院の定員問題に話を移します。

│○西川副大臣 先生御指摘のように、確かにこの ┃て、充足率六○%だったことは確かでございま 定員の問題、非常に悩ましいところでございまし

差を縮小すること、まずこれが第一義的にやるこ まとめにおきましても、 その中で、今回の法曹養成制度検討会議の取り 実際の定員と入学者数の

| とした実質的な行動を促しているところでござい | て実際に各大学院に入学定員についてのしっかり で、文部科学省としては、やはり公的支援を使っ とだろうという御指摘をいただいておりますの

うか。 られるというようなふうに承ってよろしいでしょ 〇階委員 最後のところでは、今後合格者数の目 標が決まれば、それに合わせて定員も、例えば て、しっかりと対応してまいりたいと思います。 いるところもありますし、その辺のところは、 いらっしゃいます、一千人ぐらいとおっしゃって 言われていますが、もちろん千五百人という方も しっかりとした各会議での答申をいただきまし 七、八割合格するというところから逆算して決め 抜本的な見直しとして、今大体二千人ぐらいと

うんですが、ただ、現状は予備校にも及んでいな らに上の教育をするという前提になっていると思 いというような御指摘も、先日参考人の方からあ なってはいけないということで、予備校よりもさ 〇階委員 それと、法科大学院は予備校のように 〇西川副大臣 はい、そのとおりでございます。 りました。

ことを明確にすべきではないかと思いますが、こ の点いかがですか。 ところがありますので、受験指導を行えるという 験指導を行うかどうかというのはいま一つ曖昧な とで、法科大学院で今現在は司法試験に関する受 うのはおのずと否定されるのではないかというこ 校ですから、法曹に受からなければ存在価値とい 私は、法科大学院というのは法曹を養成する学

| もちろん一番の目的だと思っておりますけれど と思います。 セス、いわば幅広い法曹人を育てるということが 臣もおっしゃっていらっしゃいますように、プロ 育をするというのが法科大学院の重要なところだ ら研究者というんですか、それのかけ橋になる教 も、体系的な理論を基調とした、実務と、それか 〇西川副大臣 法科大学院は、先ほどから法務大

方法だと思っておりまして、二割以上と決められ か、研究者教員だけではなくて実務家教員という 相互に役割分担をしながら合格率上昇に頑張って の方がふえていらっしゃいますので、この両方が ているんですが、今現在三割ぐらい、実務家教員 らないわけですので、実務家教員というんです 実に司法試験にしっかり受からなければ何にもな 教授をなるべくふやしていくということが一つの そういう中で、 ただ、先生御指摘のように、

〇階委員 ありがとうございます。

いきたいと思っております。

とだと、私は教育資源の無駄になると思っていま 教育の充実に努めていただきたいと思います。 すので、その点も含めて、法科大学院のさらなる いはその教員も、法曹養成教育の能力が低いと思 者しかいないところに教員を張りつけたり、ある われるような方に公費が払われていたりというこ 入されているわけで、定員をはるかに下回る入学 これで私の質問を終わります。ありがとうござ 法科大学院に対して毎年何十億という国費が投

〇江崎委員長 次に、高橋みほ委員。 います。 ○高橋(み)委員 いました。 日本維新の会の高橋みほでござ

なったら何も知らない弁護士というか、 をつくった場合はきちんと検証をしていかなけれ 議論をしていただいた、そして、それを伺ってい を、ほかの、訴訟法を知らないので、 科目だった、憲法と民法と刑法であった。それ 例えば短答式の試験、旧司法試験ではもともと三 と、先日もちょっと申し上げたんですけれども、 いけないということがすごく心に残りました。 ていろいろなことを思いました。そのときに特に ばいけない、そして政策評価をしていかなければ 一番印象に思ったのが、北大の宮脇教授が、政策 私は、先日、参考人の方四人をお呼びしまして なぜこれが私が特に心に残ったかといいます きょうもどうぞよろしくお願いいたします。

てない弁護士がふえてしまう、それはよくないと

回の改正では、悪く言うと、それに逆行している ように、また憲法と民法と刑法になっていく。 験の科目がふえたと私は理解しておりました。今 に必要な商法も知らないといけないという意味 いうイメージで訴訟法、そしてまた、社会で実際 旧司法試験から新司法試験にかけて短答式試

ばいけないという意味で、今回、 科目をふやしたのかということをまずお尋ねした もそも憲法、民法、刑法だったものを、どうして んですけれども、新司法試験で、短答式試験、そ を変えたときにはきちんと評価をしていかなけれ い、そう思っております。 そこで、先ほど言いました、宮脇先生が、政策 少しもとに戻る

〇小川政府参考人(お答えいたします。

事系科目が授業科目として開設されるものとさ の出題を可能とする、こういう理由に基づくもの 学識及びその応用能力を評価するという観点から まえて、法曹となろうとする者に必要な体系的な 科目を統合した法律基本科目群といたしまして、 の三つの大きな枠組みとしたわけでございます。 それから刑事系科目として刑法、刑事訴訟法、こ 行政法、民事系科目、民法、商法、民事訴訟法、 法、民法、刑法から、公法系科目、これは憲法、 れまして、その際、短答式試験の試験科目を、憲 学院制度の創設とともに新司法試験制度が導入さ 法試験法の改正におきまして、この段階で法科大 今申し上げました、公法系科目、 教育を行う観点から、実体法科目と手続法関係の これは、法科大学院においては、実務に沿った 委員御指摘のとおり、これは、平成十四年の司 このような法科大学院における教育内容を踏 民事系科目、刑

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

ばいけないと思っております。 たかということをやはり次に検証していかなけれ 際、旧司法試験から新司法試験になってどうなっ も理解しております。ただ、それでは、それが実 そういうような趣旨で変えたということは、私 果について実際どのように見ているのか、 ので、まず、この司法試験に関するアンケート結

お配りしました冊子をちょっと見ていただきた

全ての法科大学院に送ってアンケートをお願い のをお配りさせていただいております。これは、 〇一三年司法試験アンケート回答データというも になっております。 とわかるのですけれども、上の方が短答式の試験 いうことになっております。これを見ていただく し、回収したというものになっております。 いんですけれども、一番目の①というもので、二 内容は、試験の内容が適正であったかどうかと

| と考えている人というか学校といいますかが四 を見ていただきたいんですけれども、何と、適切 く高い数字になります。 六・二%、どちらかというと適切というのが三 八・五%あります。これをプラスしますと、 新しく入れました公法系の行政法というところ すご

八%、どちらかといえば適切も四七・一%、 が〇・七%しかいません。 ちょっと右の方に行って、適切ではないという人 また、新しく入れました商法も、適切が三三・ もう

民事系の民事訴訟法も、適切であるという方が

○%になっております。 七・七%で、適切でないと回答している人が〇・ 五三・五%、どちらかといえば適切という人も三 ○%で、いないという現状になっております。 二%、これは適切でないと言っている人は、○・ 四八・五%、どちらかといえば適切が三九・ また、刑事系の刑事訴訟法も、適切という人が

も、その内容についても適切だと考えているので 理由というのがちょっとよくわからないものです かなり適切ではないかな、短答式の科目について ますか教えている方たちは、今回変えないでも、 はないかと私は推測いたします。 これを見ますと、法科大学院の教授たちといい それにもかかわらず、これが適切でないという

したいと思います。 〇小川政府参考人 今委員から御指摘ございましたように、司法試 お答えいたします。

法科大学院も、基本重視という動きがございま

お尋ね

一ございます。 対象となっているというふうに理解しております 験に関するアンケート、これは法科大学院協会が が、そういった結果があるということは承知して

すので、そういった意味での評価はおおむね高い うに承知しております。 立場から見て適切かどうかという判断でございま 験の内容、科目のそれぞれの問題が法科大学院の 評価をいただいている趣旨のものであるというふ このアンケートの内容は、基本的には、司法試

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

こに行政法や商法や民訴、刑訴というものの短答 いような気が私はします。 阻害しているということにはどう考えてもならな 勉強において不必要であるというか、その勉強を 式試験があっても、それは適切な内容である、こ れを課すことが、受験生のロースクールにおける とすると、法科大学院の教授たちは、別に、こ

ないならば、内容としても不適切というのが普通 の一般的な考え方であるかと思います。 もし法曹に求められるものがここで問われてい

たいと思います。 改正で科目を減らすという意味についてお尋ねし そこで、このような結果があるにもかかわらず

科大学院が対象となっているものでございます。 を法科大学院協会が対象というふうに申し上げた 〇小川政府参考人 最初に、先ほどのアンケート 失礼いたしました。 んですが、法科大学院協会が実施したもので各法

ざいます。やはり基本科目に集中できないといっ 受験者にとっての負担が重いという指摘、こう 強してこなかった法学未修者については、やはり とで今回の改正を考えるかということでございま いったことを軽減する必要があるという指摘はご すが、いわゆる法学未修者、これまで法律学を勉 方もいわば同じ考え方でございます。 た問題もございまして、この点は、法科大学院の そういったアンケートがある上で、どういうこ

, ざいまして、そういった法科大学院教育との連 あるいは履修する機会をふやすといったことがご して、基本科目についての単位数をふやしたり、 携、これは司法試験の一つの大きな役目でござい

ますが、法科大学院教育との連携という観点から

正する、科目を少なくするという意味は、 〇高橋(み)委員 ありがとうございました。 も、改正の必要性が指摘できようかと思います。 があると基本的な科目に集中できないからという の負担が重いということ、そして、たくさん科目 このようなアンケートがあるにもかかわらず改 未修者

という面でちょっとおかしかったんじゃないかと | ね。そして、未修者もオーケーにした。というこ の改正というものの考え方というか、現実の把握 考えても、誰が考えてもわかるわけなんですよ れたものになったら負担が重いというのは、どう わるときに、三科目から、今の訴訟法、商法を入 ことだと今お伺いしました。 いうような気が私はしております。 とは、最初の旧司法試験から新司法試験にかけて しかし、 初めに旧司法試験から新司法試験に変

はもっときっちりと検証をしていっていただきた ような判断をするというのには、どこかに問題が をしたのにもかかわらず、またもとに戻すという 構わないんですけれども、 かったということで今回変えるということは私は うなるかということは、かなりわかる基本的なこ いと思っております。 とだと思いますので、もちろん、それがよくな あったのではないかと思っておりますので、そこ もともと、こういうふうに変えたときに実際ど そのときそういう判断

とは思うんですけれども、やはり、 と、大変な思いをすると思います。そして、もっ これはこれでいいと思うんですけれども、やは と早く合格するつもりだった人たちが、全部勉強 今までは三科目だったのにふえてしまったという しているのに要らなくなった、まあ、それはいい これが受験生にとって歓迎すべきことならば、 制度が変わるときにいる学生というものは、 その制度のは

らい、もう少しきちんと研究してから変えるべき をしますので、きちんと検証を最初から、 ざまにいる受験生というものはすごく大変な思い ではないかというふうに、ちょっと苦言を申し上 いうか、制度を変えたらどうなるかということぐ 検証と

次に、受験回数の制限について伺いたいと思い

ことで、受験回数制限をしたと私は理解しており の道で才能を開花させる可能性もあったのに、あ たら若い人生を無駄にすることが多いからという できない、ほかの道に行っていたら、それはほか 命受けているけれども、どうしても受かることが を制限しました。これは、何十年も試験を一生懸 試験から新司法試験に変わったときに、受験回数 これも先ほどと同じなんですけれども、旧司法

というものを、まず伺えればと思います。よろし 新司法試験で受験回数を制限していたかというこ くお願いします。 とと、三年で三回ではなく五年で三回とした理由 ます。そういうことを考えますと、なぜもともと 五年で五回ということにして、少しふやしており そういうような理解なんですけれども、今回は

〇小川政府参考人 お答えいたします。

験回数の制限を設けるということとされたもので とのないようにするために、合理的な範囲内で受 により新たな法曹養成制度の趣旨が損なわれるこ れていたところでございまして、こういった弊害 害、例えば、受験技術の偏重ですとか、あるいは の大量かつ長期間の滞留によってさまざまな弊 人材についての社会的な損失といった点が指摘さ まず、いわゆる旧司法試験のもとでは、受験者

であるとされていたことなども踏まえまして定め という中で、三回程度の受験回数制限を課すべき 革審議会の意見書において、今の受験回数の制限 たものでございまして、 三回という考え方につきましては、司法制度改 それに加えまして、 ψ

制限を設けたものというふうに承知しておりま とといたしまして、五年間に三回という受験回数 余地なども考慮するという一定の幅を持たせるこ 者の諸般の事情によって、隔年受験、そういった

識とそれは変わらないところだと思っておりま 〇高橋(み)委員 ありがとうございます。私の認

験者というものの表をつくっていただいて、これ 子の二枚目のところに、平成二十五年司法試験受 を載せております。 いただきたいんですけれども、 これはどういうものかというと、ちょっとわか では、現状がどうなったかというところを見て お配りしました冊

を一覧にしたものです。 中位校、そして下位校に分けまして、受験時期が りにくいんですけれども、法科大学院を上位校と か、合格者の合格率はどれだけなのかというもの 幾つあったのか、その受験者はどのくらいなの

ということがわかると思います。 わかるように、実は、かなり優秀な人たちは一回 けたということになるんですけれども、この受験 回という方、つまり、この方が平成二十五年に受 ども、一番わかりやすいのが上位校の受験回数一 の試験で受かっている、それもかなり高い割合だ もほかの委員の方たちがおっしゃっていたことが 者の割合が二一・四二%、そして合格者が四一・ 一四%となっております。ということは、きょう これはちょっとわかりにくいと思うんですけれ

かっている人は合計して一三・六七%、三回で受 て、上位校では一回目が多く、二回目、三回目と かっている人が合計だと六・二〇%になりまし います。 下がっていくということがすごくよくわかると思 そして、そうではない、上位校でも二回で受

九・一八%と変わらなくなっているんですけれど てきまして、一回目が一〇・五九%、二回目が 中位校になりますとこれはちょっとまた変わっ 三回目になりますと七・〇八%というふうに

た、原則三年三回で受けてくれればいいんだけれ 験回数が三回の人は、やはり五年間のうちの後ろ ところを見ていただくとわかるんですけれども、 後ろの方、例えば、中位校の受験回数三回という の三回を使ってということになるかと思います。 いということがわかると思います。上位校でも受 下がってきております。 卒業してから三回目というか、後で受ける人が多 そうしますと、先ほどおっしゃっていただい これを見ていただくとわかるのですけれども、

に後ろの三年で受ける人が多かった。初めの制度 かるかと思います。 五年のうちに三回、勉強時間をたくさんとるため はずなのに、実際を見ますと、そうではなくて、 から五年で三回というふうに制度をつくっていた いから、そういう人たちを排除するのはいけない に御不幸があって受けられない事情があったりと ども、諸般の事情で隔年受験をする、例えば家庭 の趣旨と実際はかなり異なっていたというのがわ か、いろいろな事情があってたまたま受けられな

うか。 趣旨というところから離れていってしまうような らば、五年で五回とするのは、もともとの政策の り大量に受験生が残ってしまう。そして、人生を 験生にとってはとてもありがたいことだとは思う 気がするんですけれども、その点はいかがでしょ であるという趣旨で受験回数を制限したとするな 早く司法試験から切り上げてほかの方に行くべき んですけれども、最初の趣旨に戻りますと、やは そして今回、五年で五回にするというのは、

うに、いわゆる受け控えの現象が出てきておりま 回数制限については、委員御指摘ございましたよ 除去し、新たな法曹養成制度の趣旨が損なわれな ことによりまして、先ほど申し上げました、受験 容で申し上げますと、五年という受験期間制限の 〇小川政府参考人 今回の改正の全体としての内 枠は維持するわけでございまして、枠を維持する いようにするとともに、五年間に三回という受験 者が大量にかつ長期間滞留することによる弊害を

> | 法科大学院修了直後から間断なく受験することを 可能として、有為な法曹として早く活動すること てそういう趣旨でございます。 を期待するというものでございまして、全体とし すので、そういった点によって、合格率の最も高 法科大学院教育の効果が最もよく発揮される

がありましたように、一つは、やはり基本を重視 けませんが、部分的なものだと私は思います。 法は、ある意味では極めて、局部的と言ってはい ての議論は本当に多岐にわたるので、今度の改正 れているかというのをお尋ねしたいと思います。 | ○高橋(み)委員 ありがとうございました。 していこう。特に未修者等の問題がございました 〇谷垣国務大臣 制限につきまして、 しかし今、司法法制部長からもいろいろ御答弁 質問しました短答式の科目の減少と受験回数の 今度の法曹養成制度改革につい 谷垣大臣に、どのように思わ

ので、基本を重視していく試験にしていく。そう

いうことでロースクールと司法試験との整合性を

| 落ちていくわけですね。その五年の一番ロース ざいます。 によって少しでもロースクールと司法試験という ことが今度の改正でございまして、そういうこと | ざいまして、そこから先になると合格率は非常に やすい環境をつくっていくということが狙いでご ものの平仄を合わせて、それで受験生にも受験し なことなく、そこをきちっと使えるようにという クールの効果があるときに、受け控えというよう ルを出まして五年ぐらいが受かりやすい期間でご 分析をなさいましたけれども、やはりロースクー とっていこうということが一つだと思います。 それからもう一つは、今も高橋委員、いろいろ

ういうふうに思っているわけでございます。 でも有為な人材が伸びていっていただきたい、こ のはまだわかりませんが、そのことによって少し それがどれだけの効果を発揮してくるかという 〔委員長退席、土屋(正)委員長代理着

○高橋(み)委員 ありがとうございます

そして、私、五年というのは若い時期にとってなり長いと思っておりまして、ロースクールに二年るのが二十二ぐらいとして、ロースクールに二年後半ということになってしまいますので、もし回後半ということになってしまいますので、もし回後半というような方がその人の人生にとってもらうというような方がその人の人生にとってしいいんじゃないかなとちょっと思ったりしまいたりで

はちょっと思っております。
はちょっと思っております。
にだ、この点につきましては、皆さん、自分の人生なんだから、自分で責任をとってやるんだから、社会的損失というところから考えますと、ども、社会的損失という考えもあるかと思うんですけれらいいんだという考えもあるかと思うんですけれただ、この点につきましては、皆さん、自分のただ、この点につきましては、皆さん、自分のただ、この点につきましては、皆さん、自分の

学のとき法学部でしたので、そのとき先生は、も かなという印象を持っており、逆に、私から見ま 走って教えられないということはないんじゃない 教えていただいたというような印象があります。 カリキュラムに沿ってきちんと初めから最後まで 別に自分の興味のあるところに限らず、もちろん ちろん全てが学者の先生だったんですけれども、 のヵということはわかりませんけれども、私は大 際のロースクールにおいて学者の先生の質が悪い て質問させていただければと思っております。 ことをかなり言っていらっしゃったんですね。 んだけれども、学者さんの教員の質が悪いという 士さんがいらっしゃいまして、実務家教員はいい これは、この前の参考人質疑のときに和田弁護 ですから、学者の先生が一概に自分の興味に 私は、ロースクールを出ておりませんので、実 次に行きまして、ロースクールのあり方につい

ると、、私はちょっと違和感がありました。 すと、実務家教員の方々は、大学で勉強した、そすいう実務家教員をふやせ、ふやせというような言っているというイメージが私はありまして、そ知っているというイメージが私はありまして、そ知っているというイメージが私はありまして、そのかう実務家教員をふやせ、ふやせというような主張というのは、この前の和田先生の意見からすと、実務家教員の方々は、大学で勉強した、そすと、実務家教員の方々は、大学で勉強した、それはちょっと違和感がありました。

○中岡政府参考人 お答えいたします。 ○中岡政府参考人 お答えいたします。 ○中岡政府参考人 お答えいたします。 ○中岡政府参考人 お答えいたします。

御指摘のように、各法科大学院におきまして、司法試験で問われるような、将来の法曹として必要な能力やそういったものを身につけさせる上でも、研究者教員と実務家教員が適切な役割分担というのは必要でございまして、連携協力して共同で授業を担当するというようなこと、そのようなさまざまな工夫を行うことは重要と考えております。

たほどの文科省の告示では、実務家教員の割合 とおおむね二割以上としておりますけれども、平 は二十五年の五月現在で調査したところ、専任教 成二十五年の五月現在で調査したところ、専任教 がうこととなっているところでございます。

うふうには私どもは認識しておりません。れども、一般的に、実務家教員が多いから司法試ては、特に具体的な調査はいたしておりませんけっいう教育になっているかといったところについういう教育になっているかといったところについ

川こ払よ、美劣家牧員の方が多いから皮瘡〇高橋(み)委員 ありがとうございました。

別に私は、実務家教員の方が多いから成績がいいというようなことを聞いたわけではなくて、実の先生たちをどう評価しているのかということがの先生たちをどう評価しているのかということがいというようなことを聞いたわけではなくて、実いというようなことを聞いたわけではなくて、実

その点については具体的な調査はされていないということだったんですけれども、私としましては、学んでいる人が実際に本当にどう考えているが、この研究者の先生はよくないとか悪いとか、いろいろなことを言いたいこともあって、それを学校で吸い上げて改善していかないと、大学の質学校で吸い上げて改善していかないんじゃないかとというのはやはりよくならないんじゃないかとというのはやはりよくならないんじゃないかとというのをぜひ調査していただければと私はるかというのをぜひ調査していただければと私はるかというのをぜひ調査していただければと私はあっております。

いと思っております。 次に、ロースクールの受験指導について伺いた

ていただいている、そういう状況でございます。具体的な取り扱いがより明確になるように議論しきまして、現在、中央教育審議会におきまして、

学省さんから伺いたいと思います。ういうような指導なりをされているのか、文部科すけれども、実際、受験指導なるものに対してどすけれども、実際、受験指導なるものに対してどれほどから別の委員からも御指摘があったんで

〇中岡政府参考人 お答えいたします。 ・ 私どもがいろいろな話を聞く中で、そういうこ ・ 私どもがいろいろな話を聞く中で、そういう ・ な、特にその調査はしておりませんけれど ような、特にその調査はしておりませんけれど とは一応承知しております。

な取り扱いなどを提示したところでございます。|・審議会の法科大学院特別委員会において、具体的 | 法などにつきましては、平成十九年に、中央教育 | 法科大学院における授業の方法あるいは教育方 |

試|ざいます。 け|に対しまして周知するということをしたわけでごい|文科省といたしまして、それを全ての法科大学院

| ことは適当でないというふうに考えておりまし | 司法試験に関する指導方法等の適切なあり方につ きな目標でございますので、法科大学院における るというような指摘もございますし、やはり法科 教材として使用することを一律に禁止していると よって総合的にこれは判断しなきゃいけない。 て、その目的と形式及び態様との組み合わせに もって直ちに受験指導に偏った指導であるという の事案が教材の一つとして使われるということを る、一方で、司法試験の問題やそれに類する形式 大学院というのは法曹資格を得るということが大 法に過度に傾斜した技術的な教育や理解を伴わな いうような誤解が一部の大学の教育現場に見られ い機械的な暗記をさせる教育などは不適当であ 具体的なポイントは、司法試験の解答の作成方 しかしながら、例えば、司法試験の過去問等を

○高橋(み)委員 ありがとうございました。 ○高橋(み)委員 ありがとうございました。 もちろん、小手先のことを教えるのはだめだ、 を与えてもいいかということの試験であるので、 それに受かるために勉強をするというのは、何ら おかしいことではないと私は考えております。 もちろん、小手先のことを教えるのはだめだ、 を与えてもいいかということの試験であるので、 それに受かるために勉強をするというのは、何ら おかしいことではないと私は考えております。

きまえん / リョダのことを考えるのはため かっことは教えてもらわなければわからないと私はなことは教えてもらわなければわからないと私はなことは教えてもらわなければわからないと私はなことは教えてもらわなければわからないと私はなことは教えてもらわなければわからないと私はなっておりますの解答の技術、作成方法などを教先ほど、小手先の解答の技術、作成方法などを教えるのはよくないと言ったんですけれども、例え

して解答を書いていくんだよというのを教えるの 何ら間違ってはいないと私は考えており

というのが私は大事なところだと思っておりま な法曹としての資格というか能力を高めていくか とは枝葉末節の話であって、要は、どれだけ立派 行って、予備校に通おうが通うまいが、そんなこ 校や高校の塾に行くのが絶対だめなのかという話 になってきてしまいますので、別に、大学院に んですけれども、それをしますと、小学校や中学 よく、予備校がだめだとかいうような話もある

ども、その点、いかがでしょうか。 ちょっとおかしいのではないかと思うんですけれ であるというのが正しいというような雰囲気は 備校になるべく依存しないような方式でやるべき 導をやってはいけないような感じとか、あと、予 それにもかかわらず、どちらかというと受験指 です。

大学院に伝えていくということが必要かというふ ただいた上で、そういった考え方をきちっと法科 ますので、そういったところから十分御議論をい といいますか、そういったところを法科大学院教 うことが法科大学院としてのある意味使命でござ 会の中には多くの専門家の先生方がいらっしゃい 解されるということがないように、中央教育審議 ているんじゃないかというような極端な方向で理 ども、そういったことが、結局、一律に禁止され 育の中で教えていくということでございますけれ ず、司法試験に合格するためのさまざまな考え方 いますので、そういうことからいたしますと、ま 〇中岡政府参考人 繰り返しになりますけれど まさに委員御懸念の、やはり法曹になるとい

〇高橋(み)委員(ありがとうございました。

うことが一番大事だと思っておりますので、 の知識を持っている方々を教育していただくとい であって、そして社会的にも、きちんとした法律 指導がいけないとか予備校がいけないとか、 やはり学生にとっては受かるということが最大 受験 そう

> ないかなと私は思っております。 いう瑣末なことの議論というのは余り生産的では

きだというようなイメージ、流れに私は見えるの 慮すべき問題だというふうに言われていて、だか ような弁護士さんがふえている。それはとても憂 うに、ただちょっと机だけ置かせてもらうという れない、だから軒弁とかというふうに言われるよ 職をしたいんだけれども弁護士事務所で雇ってく しまっている。そして、研修が終わった後に、就 問をさせていただければと思っております。 ら、弁護士さんが多過ぎるんだ、減らしていくべ 次に行きまして、研修制度のあり方について質 合格者の人数がふえて弁護士さんがふえて

なっているのか、そこをお尋ねしたいと思いま うな待遇というか、ある程度一人前として頑張っ て仕事をさせていただいているようなシステムに るまでにどのくらいの研修を実際受けられている や検察官という方は、任官された後、一人前にな のか、それとも、一般の裁判官や検察官と同じよ では、そもそも、弁護士さんではない、裁判官

〇安浪最高裁判所長官代理者 お答えいたしま

ました。 裁判官のその後の研修ということとお聞きいたし 今のお尋ねは、修習を終えて判事補に任官した

強していく、これが一番の基本でございます。 まして、合議事件の処理をしながら、OJTで勉 しての権限も行使できるとなっております。 職権特例の判事補ということで、暫定的に判事と を処理することはできないというふうに定められ 修もございますし、 とき、それから三年目とか、 なってから後は、それぞれの配属の裁判所におき ております。六年目から判事になるまでの間は、 それ以外にも、司法研修所で、判事補になった 法律上、判事補になって五年間は、単独で事件 そこで、研修でございますけれども、判事補に 分野別で自分で希望するもの そういう段階的な研

> 研修があるのであれば参加したいということで手 について、 を挙げて研修する、こんな仕組みになっておりま けれども、こういうことで、司法研修所でこんな 自分は民事のこんな事件をやっている

し控えさせていただきます。 検察官の方の関係につきましては、お答えを差

[土屋(正)委員長代理退席、 委員長着

ある程度ひとり立ちができるような修習にしてい だりとか、いろいろなことをすることによって、 ても、ひとり立ちできるように、少なくとも、 ものなのか、それとも自分でやっていけばできる くべきではないかというふうに思うんです。 職せずに、自分で、自己ですぐに開業するという を得なかったのかもしれないんですけれども、 ものなのかというような疑問を持っております。 なりの期間が要るということがわかりました。 〇高橋(み)委員 ありがとうございました。 分でいろいろなところに、人に聞いたり本を読ん 人たちのことを考えますと、やはりこれからの社 会というのは、修習後に弁護士事務所に勤めなく とを、私は質問していきたいと思っております。 ただ、実際問題できるという人がいて、せざる つまり、軒弁さんは、実際には仕事ができない では、弁護士さんはどうなんだろうかというこ 結局、裁判官になるには、判事になるには、 自 就 か

ます。 できるぐらいのカリキュラムの勉強というのはさ れているのか、教えていただければと思っており 実際には、司法修習におきまして、ひとり立ち

○安浪最高裁判所長官代理者 弁護士のことについてお答えするのは非常に難

| させていただいて、御理解いただければと思いま 修習はどういうものかというところからお答えを おりますのが最高裁でございますので、まず司法 しいところがあるんですが、司法修習を所管して お答えいたしま

す。 てから法曹の資格を取得する、こうなっておりま くとも一年間修習を終え、その後、 裁判所法で、 司法修習生につきましては、 試験に受かっ

を判定するものになっております。 す。そのほかに、検察庁、弁護士会、これもまた 後に試験を受けるわけでございますけれども、こ 所で四カ月、この裁判所といいますのは、 て必要最低限の能力を備えているかどうか、 の試験は、法曹としてスタートするに当たりまし 集合修習、これで一年ということになります。 選択型修習というのと、司法研修所に戻りまして 分野別実務修習ということを行います。その後、 一カ月ずつでございます。このように、 その一年間の内訳でございますけれども、裁判 刑事裁判、それぞれ二カ月ずつでございま

あるかは先ほどお答えいたしました。 裁判官の場合に、判事補時代にどういう研修が

はないのだろうと思います。やはり、裁判官と同 おります。したがいまして、今申し上げましたよ なか難しいのでございますけれども、やはり弁護 えております。 断の自己研さんというものが必要なんだろうと考 じく、日常的なOJTあるいは研修を通じて、 うな、修習一年間で全てが身につくというもので 士の仕事も大変高度で専門的なお仕事だと思って 弁護士さんの場合についてお答えするのはなか

ぜかというと、やはり法科大学院の存在があった たいんですけれども、昔はたしか二年の修習で すけれども、 弁護士さんに押しつけたというわけではないんで までやっていたものを、どちらかというと一般の での勉強というのもあるんですけれども、 にしてしまって、つまり、もちろんロースクール 〇高橋(み)委員 ありがとうございました。 ということだと思うんですけれども、二年を一年 あった、それを一年にしたと思います。それはな では、続けて最高裁さんに質問させていただき 任せたという理解でよろしいんで

何かやれということではなかったものと承知して なる方について、もう全部、自助あるいは自前で いうことで、有機的な連携を図ったというもので 学んでまいります。その後に司法修習の一年間と あるいは三年、基本的な法的な知識、分析力等を ございますので、委員御指摘のような、弁護士に 法曹養成のプロセスの中で、法科大学院で二年 ることとしたものであります。

〇高橋(み)委員 ありがとうございました。

まして、その人たちが自分できちんと実社会に出 持った人たちがたくさんいる方がいいと思ってい すけれども、やはり、ある程度の法曹の知識を ないんじゃないかと言っているわけではないんで よりは生産的であるんじゃないかなと思っており くことが、国が人数を上げたり下げたりとかする ていってできるシステムというものを構築してい ただ、私は、別に国がやるべきことをやってい

ないならもう少しまたふやすということも考え もひとり立ちできるぐらいまでカリキュラムを少 て、やはり、修習後に弁護士事務所に勤めなくて し上げていくべきではないかということを御提案 したいと思っております。 ですから、できるならば、一年というのが足り

次に、予備試験制度についてお尋ねしたいと思

明していただければと思います。 今回も何回か質問に出てきたんですけれども、 もともとの趣旨というものをちょっと説

教育と司法試験等との有機的連携を図るものであ な教育機関といたしまして、法科大学院における たな法曹養成制度、これは、法科大学院を中核的 すけれども、司法制度改革によって導入された新 〇大場政府参考人 予備試験の制度趣旨でありま

由しない者の中からもすぐれた人材を選抜して法 ただ、諸般の事情によりまして法科大学院を経

用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有 で、法科大学院の修了者と同等の学識及びその応 曹資格を付与する道を開く必要があるということ 大学院修了者と同等に司法試験の受験資格を認め するかどうかを判定して、その合格者には、 から、予備試験制度を設けております。その試験 法科

を積極的に評価して、受験者の負担を減ずる観点 いかという指摘もあります。 から、予備試験の科目数等を簡素化すべきではな という指摘が一方であります。他方で、予備試験 験制度のあり方につきましては、本来の制度の趣 旨とは異なる状況が生じてきているのではないか 検討状況についてでありますけれども、予備試

り方について検討しているところであります。 生じているのかどうかを検討するために必要な ります。現在、法曹養成制度改革推進会議のもと 〇高橋(み)委員 ありがとうございました。 データの収集、分析を行いながら、予備試験のあ データの収集を行った上で、法科大学院教育の改 善状況も見ながら検討すべきとされたところであ きまして、予備試験のあり方については、必要な で、予備試験の現状について、何らかの弊害等が 昨年七月の法曹養成制度関係閣僚会議決定にお

道であって、予備試験はどちらかというと抜け道 と思います。 というようなイメージで話される方が多かったか と、やはりロースクールで勉強される、それが王 先ほどのいろいろな方の議論を聞いています

ということだと思うんです。 族の問題とかがあった人たちのために道を開いた ルに行けない人、お金の問題とか時間の問題、家 制度趣旨というのも、諸般の事情からロースクー 今おっしゃっていただいたように、もともとの

本当に優秀であるならば、もうロースクールを飛 受けております。 実際は何ら困らないんじゃないかなという印象を ばしてしまって司法界に出ていっていただいても 私が思うに、そういう諸般の事情がなくても、

ことを考えますと、ちゃんとした試験でこれだけ | 二年で卒業というわけに、どうなのかちょっとよ ではなくて、きちんとした、正しい道という言い らば、どう考えても能力がある人に予備試験に 能のある人は大学で研究生活をしてもらうという くわからないですけれども行って、もうすぐに才 近始めるところもありまして、高校三年ではなく してもらうという制度も、抜け道というイメージ 通ってもらって、早くその力を社会に出して貢献 の、ある程度一定のレベルがあると認定されるな それは、よく高校生でも、飛び級というのを最

るか、お尋ねしたいと思います。 か、立場によって相当見方の違いがあると思いま 〇谷垣国務大臣 私は、予備試験の見方に関しま しては、先ほども、階先生に御答弁申し上げたの

認めるべきではないかと思うんですけれども、で

きましたら谷垣法務大臣、その点、いかが思われ

方は変かもしれないけれども、一つの制度として

| までプロセスとしての法曹養成ということが基本 は事実でございます。 れが一番基本であるという立場をとっていること のが有機的に連携していかなければいけない、こ クール、そして司法試験あるいは研修所というも である、したがって、それは、学部教育、ロース ただ、今私たちが目指しておりますのは、あく

| ます。ですから、決して裏道だというふうに私ど もは考えているわけではありません。 であると考えているわけではございません。お立 〇高橋(み)委員 ありがとうございました。 きたいという方がいらっしゃるのは事実だと思い には行けなかった、しかし、自分はこれだけの経 ろな家庭の事情やいろいろなことでロースクール いますが、やはり、社会の中で、たまたまいろい かというのはかなり違いがあることは事実でござ 験と知見を持っているんだから、法律家として生 場によって予備試験にどれだけのウエートを置く しかし、では予備試験が抜け道であるとか裏道

いいんじゃないかな、もっとそちらも、諸般の事 だと思うんですけれども、やはり優秀ならば別に に行くのが王道だというのがやはり政府のお立場

情がなくても、ロースクールに行きながらでも、 と廃止しようかというような動きもあるようです ていただきました。 いのではないかと思いまして、ちょっと質問させ ので、やはりこれはきちんと残しておいた方がい と、どちらかというと、一方で予備試験をちょっ ですけれども、なぜここで申し上げたかという 方がいいんじゃないかなと私は思っております。 献してもらうというようなことも正面から認めた 予備試験に受かればさっさと出ていって社会に貢 ただ、これはいろいろなお立場もあると思うん

ればと思っております。 いうことで、午前中の質疑は終わらせていただけ ちょうど切りがいいところですので、後半にと

ありがとうございました。

ざいました。 〇江﨑委員長 時間厳守、 まことにありがとうご

午後一時から委員会を再開することとし、この 休憩いたします。

正午休憩

時一分開議

す。 〇江崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

ぞよろしくお願いいたします。 ○高橋(み)委員 午前中に引き続きまして、 質疑を続行いたします。高橋みほ委員 どう

いてちょっと議論させていただきたいと思ってお は、そもそもの司法試験のあり方ということにつ ら質問をさせていただきたいと思います。それ ります。 午後になりましたので、ちょっと大きな視点か

らいで推移している。それはよくない。つまり、 を立てた、でも、 それはなぜかといいますと、前に三千人の目標 実際には合格者が大体で 二千人ぐ

裏道ではないと考えつつも、原則ロースクール

第一類第三号 法務委員会議録第十六号 平成二十六年五月十四日

というところをちょっと議論したいと思っており を立てて人数を管理する必要性があるんだろうか な話を聞くんですけれども、私は、そもそも目標 会の皆様からは、 合っていると思うんですけれども、そして弁護士 な議論があったりとか、では、そのためにはどう なくなってきてしまったとか、そういういろいろ しまったとか、最初に弁護士を雇うような余力も 過ぎてしまった、仕事がなかなか回らなくなって 合格者がふえない理由はどうなのかとかいろいろ していくのかというようなことを延々皆さん話し どちらかというと弁護士がふえ

うような意見を私は持っております。 という、自然に任せればいいのじゃないかなとい もそこでもうかるし、まただんだん法曹の人数が 要があれば、それになりたい人もふえるし、お金 方なんです。需要と供給というものがあって、需 いいんじゃないかというのがそもそもの私の考え ますか、いろいろなところが決めていかなくても 年三千人生み出すのか、二千人生み出すのか、千 というのは必要だと思うんですけれども、この自 人生み出すのかということを、別に、政府といい 由社会の日本においては、法曹というものを、毎 どういうような目標を立て、計画を実行していく 理社会ならば、法曹が何人いて、それに向かって それは、共産主義社会とか社会主義社会とか管 そうでなければやはり少なくなっていく 思っております。

よくそこに合わなかったらほかの道に転身してい で、もうかる人もいればもうからない人もいる、 の人たちを合格させて、あとはその人の能力次第 本当にある程度一定の法律的な素養があれば、そ いろいろな制度ができたと思っておりますので、 した法曹制度にしようといって、弁護士の資格、 から出任せのことを言う人がいたので、ちゃんと のは、昔は三百代言ですか、いろいろな本当に口 く人がいるというような制度でいいと私は思って もともと、弁護士とか資格制度ができたという

それは私の意見ですので、実際に受けている、

は、

を持っているのかというのをアンケートなどを うにいろいろな法改正があって、回数制限があっ えているのかというのが私はとても重要じゃない ロースクールに入学した人たちがその点はどう考 とって検証されているかということを伺いたいと 法曹になろうとしている人たちがどのような考え だけではなく、実際に試験を受けたり、これから などにアンケートなどをとっているのか。有識者 いうことにつきまして、そもそもロースクール生 たりなかったり、教科がふえたり減ったりすると かなというような気もしております。 まず最初の質問なんですけれども、こういうよ

〇高橋(み)委員 ありがとうございます。 御指摘いただきましたような司法試験の受験回数 て実施したということはございません。 生を対象としたアンケートを政府として、 制限制度などに関しまして、これまで法科大学院 クコメントをするようなことはございますが、今 〇小川政府参考人 お答えいたします。 制度の見直しをする際に、政府としてパブリッ 国とし

|あって、ある程度時間と積極性がある人がやる。 受けている、ロースクール生とか受験をしたい人 というふうにイメージしております。ですから、 れ、どう思っているかを書くというところで、も どちらかというととても積極的な人がやるもので ですけれども、パブリックコメントというのは、 ような仕組みをぜひつくっていただければと思っ とか、そういう人にいろいろもう少し意見を聞く 午前中の質問でも言ったんですけれども、実際に ております。 しアンケートをすれば、書く内容も異なってくる ただ、アンケートというのは、皆さん一律に配ら ケートはとっていないというお話だったと思うん パブリックコメントはしているけれどもアン

ないんじゃないかというところは一応おくとしま して、私が常々この議論で不思議に思っているの 先ほど私が述べました人数なんて決める必要が 実際、三千人を目標としていたんだけれど

> うことを議論しなければいけないんじゃないかな 適切に合格の判定基準が設定されているのかとい をもちろん採ることはできるんですね。ただ、 ば、合格の基準を下げるなり何をしても、三千人 んですね。私のイメージからすれば、三千人採り も、二千人ぐらいにとどまっているということな れをしていないということだと思うんです。 たいならば、試験を受けた人が三千人いるなら では、合格の判定基準がそもそも正しいのか、

上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が二 調べましたところ、短答式は新司法試験考査委員 れているというものがあります。 百十点以上の成績を得た者を合格とすると決定さ 試験では、短答式の科目において満点の四〇%以 る協議を経て決定される。平成二十三年度の司法 会議において判定を行い、司法試験委員会におけ では、どうやって合格の判定をしているのかと

かということをちょっと御説明いただきたいと思 の上下をさせるということをしているのか、して されているということになっているんですけれど ども、これを司法試験の合格者とすることが決定 る、つまり、ある程度、 も、もし三千人採りたいならば上から三千人採 の二千六十三人、平成二十三年の話なんですけれ います。 いないのか。していないのならば、なぜしないの た者のうち、総合評価の総合点七百六十五点以上 各科目において素点の二五%の点以上の成績を得 短答式試験を合格した人には、その後、論文の 基準を下げるなり、 基準

〇小川政府参考人 お答えいたします。

る国家試験でございまして、いわゆる資格試験で なろうとする者に必要な学識及びその応用能力を おりますように、裁判官、検察官または弁護士と あります。 有するかどうかを判定するということを目的とす 司法試験は、これは司法試験法にも定められて

ように、法曹となるべき能力の有無を判定すると 司法試験の合格者の決定は、今申し上げました

に承知しております。 | 委員会において適正に決定されるものというふう 験考査委員の合議によって判定がされ、司法試験 いう観点から、実際の試験結果に基づいて司法試

というものでございます。 及びその応用能力を有するかどうかを基準とする よっているのでしょうか、お答えください。 でも何点でも下げれば合格者が少しふえると思う かということなんですね。もう少し、一点、二点 が質問したいのは、では、 〇高橋(み)委員 その形式的な、誰がどうして決 に、あくまで基準といたしましては、裁判官、 〇小川政府参考人 先ほど申し上げましたよう めるかというのはわかったんですけれども、今私 察官または弁護士となろうとする者に必要な学識 んですけれども、それは妥当でないという判断に その点数が妥当である 検

と私は思っております。

点をしたことに伴う実感、過去の試験の結果との ということのあらわれだと思いますので、ある程 は、社会がどれだけ法曹に対して期待しているか んですけれども、必要な学識があるかというの ○高橋(み)委員 なかなかお答えをいただけない 比較などを考慮に入れている場合が多いのではな ので、当然のことながら、 でございますが、試験の結果の判定でございます られておりまして、一義的に説明することは困難 問題ないかなと私は思っております。 人分採るぐらいの程度でいいとしても、 のであって、もし本当に三千人必要ならば、三千 度下げたり上げたりするということも当然できる いかというふうに思われるところでございます。 個々の手続的に申しました考査委員の判断に委ね うことを簡単に申し上げますと、これはもちろん 判定の際にどういった要素が考慮されるかとい 出題内容、それから採

実際採れないんだからしようがないという議論 ないような気が私はしております。 千人必要だ、千人必要だ、いや二千人ぐらいしか 少し論点がずれているというか、 今よく皆さんが、三千人必要だ、二

ちょっと次に行かせていただきたいんですけれ

た人である必要性があるか、そこまではわからな ろにあるんだけれども、それが司法試験を受かっ しゃっていたんですけれども、法律を知っている い、検証をこれからするべきだというお話だった にもあるし、福祉関係にもある、いろいろなとこ 人の需要はいろいろなところにある、地方の役所 この前の参考人のときに北大の宮脇先生がおっ

うイメージを持っております。 るし、いかなければいけないんじゃないかなとい を持っている人をたくさん採用していくべきであ これから地方で活躍していただく人に法的な素養 法曹の需要というのを考えたときに、やはり、

というもので、まだ数は微々たるものでありまし 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移 十二人というように、本当に少しではありますが て、二〇〇四年に東京都が二人採用したというと ころから始まっていて、ただ、二〇一三年には三 午前中にお配りしました紙があるんですけれど 三枚目の紙になるんですけれども、これは、

をしているかというのを調べましたところ、大 画をする部署にもかなり含まれているということ 体、総務部に所属している人たちもいるんですけ ここに、法曹資格を持った人たちがどんな仕事 、企画課といって、地方公共団体の中で企

と筋違いじゃないかなというようなイメージを ただ、それが今現在、実際にはできないからと というのは本当にふえると思っておりますので、 いって合格者を減らしていくという方向はちょっ ですから、これから新しい法曹の人たちの職場

また最近、行政不服審査法の改正というのもあ 思っております。

類第三号

法務委員会議録第十六号

平成二十六年五月十四日

士さんなど法曹資格を持っている人がどんどん ましてはどのような考えを持っていらっしゃるの 務員などでの弁護士資格を有する者の採用につき えていくという話なんです。やはりそこにも弁護 第三者機関を設けて、行政不服審査法も新しく変 メージを私は持っているんですけれども、地方公 りまして、そこで審理員というのを設けたりとか 入っていけばいいんじゃないかなというようなイ

の審議の御参考に。 とちょっと違うことを申し上げますが、この法案 ○谷垣国務大臣 最初に、今の高橋委員の御質問 か、伺えたらと思います。

より三百六十二人増加したということになってお 値として、ことしの受験者数は八千十五人、前年 での間実施されることになっておりますが、速報 からお問いかけがございましたが、五月十八日ま きょうから司法試験が始まった、先ほど階委員

ております。 につけた者の需要というのはあるんだろうと思っ 確かに、地方公共団体等々に、法律職、法律を身 そこで、今の高橋委員の御質問ですが、私は、

ろな土地の問題等々で弁護士が必要であるとお考 震災の経験でも、震災の被災地に、やはりいろい えのところがたくさんございました。 せばいろいろなことがあると思いますし、今回の していくかというようなことに参画するとか、探 が危なくなっている第三セクター等々をどう処理 午前中の御質疑の中でも、例えば、かなり経営

いことだと考えております。 どんどん進出していってほしいし、それは望まし 養を身につけた者、法律の資格を持った人たちが ですから、私は、そういうところにも法律の素

握されていらっしゃらないと思うんですけれど も、まあ、何かいいことがあったんだと思ってお ○高橋(み)委員 ありがとうございました。 りますけれども、ぜひ検証をしていただければと ことしは何でふえたのか。そこまではきっと把

尋ねできればと思っております。 次に、ロースクールの再編についてちょっとお

これは合格率によって上から下まで並べておりま けれども、平成二十五年の司法試験法科大学院別 す。例えば、慶応大学では五六・七八%なのに、 合格者というものを載せさせていただきました。 一番下の大学では〇・〇〇%。一桁のところがす しょうか。 ごく多いんです。四分の一ぐらいは一桁なんで 先ほどお配りしました紙の四枚目になるんです

| はり大学には何らかのメリットがあるのかなとい | を出せないような大学院があるということは、や | ちょっと疑問に思っているのは、ほとんど合格者 ているのか、ちょっと説明していただければと | は、ロースクールに対しましてどういう感じで出 ないんじゃないかなというようなイメージがある 局、国から補助金といいますか、お金というの んですけれども、私がもともとこれについて 思っております。 うような気もするんですけれども、その点、結 これから統廃合というか再編はしていかざるを得 そういうものがあることを考えますと、やはり

| 組みでございますけれども、現在、国立大学につ 〇中岡政府参考人 法科大学院の公的な支援の仕 十五年度におきましては二十九億円入っていると 試算をしたというようなことをいたしますと、二 学院の教員とかあるいは学生収容定員を勘案して 定の教育研究組織に対する交付額を切り分けられ 学の運営交付金の制度がございます。御案内のと きましては、支援の方策といたしまして、国立大 おり、国立大学の運営交付金につきましては、特 いうことがございます。 る仕組みにはなっておりませんけれども、法科大

それでは二十五年度は二十九億円という形で支出 補助という形で、法科大学院分の交付実績額とい いますものをとったものがございますけれども、 ども、そういったところにつきましては、経常費 また、私立大学の法科大学院でございますけれ

と、定員の人数、何人入ったかによって変わるの

と、先ほどの数字でございます。

ります。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。 それでは、その学校ごとということになります 以上でございます。

| ざいますけれども、そういう試算をいたします | 学生収容定員も勘案して試算をしたという形でご 一ども、基本的に、大学院教育を行う場合には、当 ○中岡政府参考人 お答えいたします。 ますので、そういった法科大学院の教員あるいは 教員をそろえなきゃいけないということがござい は、学生の数にかかわりませず、ある一定規模の 然、教員のスタッフが必要でございます。 うことになりますと、そういったスタッフ自体 でしょうか、教えてください。 先ほど、例えば国立大学の例でございますけれ そうい

といったところに大きな要因がございますので、 〇中岡政府参考人 基本的に、大宗は、教員の数 〇高橋(み)委員 そうしますと、人数が少なくて しょうか。 も、お金は減らされないということでよろしいで

るかということを考えていただければと思ってお ことをきちんと、再編した上でお金をどう配分す るとなるのは、やはりちょっと制度としてまずい んじゃないかと思いますので、ぜひ、再編という ○高橋(み)委員 ありがとうございます。 そういうふうに解していただけると思います。 定員が少なくても結局同じようなお金がもらえ

なりますけれども、順番が最後の、三振博士につ いてちょっとお尋ねできればと思います。 時間がもうすぐ尽きてしまいますので、最後に

なって頑張って社会のためになろうと思っても、 たというお話を聞いております。せっかく法曹に 古いときなんですけれども、四千二百五十二人出 ですけれども、それが、平成二十四年、ちょっと いと法曹になれないということだと思っているん これだけの人が結局法曹の道に行くことができな これは、今までは三回試験を受けて合格できな

答えをいただければと思っております。 般的な意見でもよろしいので、谷垣法務大臣にお 伸べているのか、その点につきまして、今回は全 か、その人たちに対して方策など、何か手を差し ているのかとかというような調査をされているの いというのはすごく問題だと思っているんです。 では、この人たちが実際、将来本当にどうされ

思っております。 用を、埋もれさせてしまうのは惜しいなと私は そういった知識経験というのはぜひ社会の中で活 博士というような学位もいただけるわけですね。 科大学院で学ばれて、これを修了されますと法務 〇谷垣国務大臣 調査等は文科省の方にお聞きを いただいた方がいいと思うんですが、せっかく法

ける中で、法務博士の学位を取られた方々がま ざいませんで、きょういろいろ御議論があります また出てくるのではないか、そういうことを今考 た、働き場といいますか、その能力を使える場が しい活用先をどう見つけるか、そういう努力を続 はどうかということを特にやっているわけではご ただ、法務省として、では、そういう方の対策 法曹有資格者といいますか、法律家の新 ることを無視して、夢のような職域拡大を訴えた حے 在野の法律実務家が企業内それから役所の中にい

〇高橋(み)委員(ありがとうございました。 けられているとないというこうとうとしかだってものないとはないというないというとというとうこうとうところというというというと

らっしゃったので、重なる部分もあるかと思いま 一でるる質疑があって、皆様方いろいろ触れてい すけれども、御容赦を賜れればというふうに思い ます。 ふうに思います。法曹養成制度については、今ま 曹養成制度全般について伺ってまいりたいという

曹養成制度に関する問題点として私が今課題とし 質疑で私自身の考えとして少し触れさせていただ お話をさせていただきたいと思います。 て考えていることというのを、もう一回ちょっと きました、平成十三年、司法制度改革のときの法 まず、質疑に入る前に、私自身が先日の参考人

入れようとしたこと。ちなみに、韓国は廃止をし ています。 学部を存置しつつ米国型ロースクール制度を取り 全部で七つあると考えていて、第一に、大学法

ずに、法曹人口の増加を安易に訴えたこと。 第二に、日本における法曹隣接職の充実を考え 第三に、法学部の存在により充実した無資格の

が隠れた裏テーマとしてあり、予備校による受験 第四に、予備校からの大学の復権というテーマ 点

はなな かられているかんかっちゃ

| まず、最高裁判所に聞いてまいりたいというふう 通告九というふうに指摘をしてあるところから、 に思います。

思います。 ということには基本的になったんだというふうに 習生から、修習専念義務、これは裁判所法六十七 条二項ですけれども、これの運用が緩和をされる ことしの、既に修習に入っている第六十七期修

るというところであります。 兼業許可についてという項目が少し触れられてい れに基づく兼業許可というところに、「法曹養成 二十六日の法曹養成制度検討会議取りまとめ、こ 課程における経済的支援」という項目のところで、 その前提にあるのが、一応、平成二十五年六月

ろ、それが許可されなかったというような話がと うという考えのもと、兼業許可申請を出したとこ 日であれば、基本的に修習には差し支えないだろ ファストフード店で平日の夜と土日にアルバイト いった事実があるのかというところがまず第一 あるところから漏れてきたんですけれども、こう をしたいという兼業許可申請をした。平日夜と土 えてきた話なんですけれども、とある修習生が これに関して、とあるところから漏れ伝え聞こ

ます。 このあたりについて教えていただければと思い

○安浪最高裁判所長官代理者 お答えいたしま

ますけれども、修習専念義務といいますものは、 体を緩和したというものではございません。 習に取り組むべきものということで、専念義務自 な兼業、兼職の許可の運用の緩和の関係でござい 修習生が、修習期間中、きちんと全力を挙げて修 まず、修習専念義務と今回のアルバイトのよう

ます。 ないと定められておりましたところでございま 許可を受けなければ兼職、兼業を行うことができ で兼業許可の方の運用を緩和したところでござい められた趣旨に反しないと考えられる一定の範囲 まえまして、最高裁としても、修習専念義務が定 一方で、修習生につきましては、最高裁判所の 政府の法曹養成制度関係閣僚会議の決定を踏

いてでございます。 それで、今委員御指摘の不許可にした事例につ

りでございます。ただ、申請書のその内容を見ま たい、こういう申請が出てまいったのはそのとお すと、業務の内容、それから時間、 ファストフード店におきましてアルバイトをし 実際にアルバ

たし、非常に貴重な機会だったなというふうに 思っております。

そういったところも生かしながら、きょうは法

その中で、順番を前後して聞きますけれども、

に基づく出向だった場合はどうか。 みに、では、これが公務員の場合に、 人事院規則

|て、幾つか伺っていきたいなというふうに思いま │ 司法修習を受けるということはできるのか。ちな │ きましても、無給で休職するということを前提で 兼職の許可をしてまいったところでございまし そういう例は何例かあるところでございま

最高裁からの兼職の許可を得て司法修習を行う、 職員が、人事院の事務官に身分を異動した上で、 こういう例がございます。 修習をしているのかという点でございます。 般職の国家公務員の国内研修制度の一環という 次に、 これにつきましては、人事院が実施いたします 司法試験に合格いたしました行政官庁の 国家公務員の派遣型の研修ということで

にか稼ぎたいというニーズがあるんだというふう ないので、やはり修習専念義務の中でお金をどう 習は最終的に無給になったわけですよね。給料は れども、法曹養成制度改革の流れの中で、司法修 生の給費制の復活の話をさせていただきましたけ ○椎名委員 去年の十月にも、大臣と、司法修習 をしておるところでございます。 て、法曹資格は取得しない、こういう形での運用 すか、その時点ではここの研修から退いてもらっ でございますけれども、二回試験の直前といいま の身分を有しており、有給で研修をしておるわけ ただ、この制度につきましては、公務員として

うらやましいとやはり思うわけですよ。 すけれども、公務員の人だけ給料をもらえて何か あって不許可になった、民間企業からの出向につ トフードのアルバイトについては過重なもので いるところと一緒だと思いますけれども、ファス いては給料が得られます、こういうことだそうで いては無給で兼職許可が得られます、公務員につ 今お話を伺ったところ、基本的に私の認識して

間で何百万かの借金を負うわけですよね。修習専 中で何かしらお金を稼ぐ手段を認めていくという でございまして、やはりこれは、修習専念義務の 修習自体に対する矛盾というのは結構大きなもの 念義務を課しながら給料を出さないという、この 万の借金をしていくことによって、トータル一年 う形になったはずだったのに、要するに、いわゆ やはり、修習専念義務を排除して、月に二十三 法曹養成検討会議の中でもそうい

| については不可能だという判断が裁判所から出さ れてくるわけですね。 るアルバイトと言われるごくごく簡単な単純労働

| うかというところについては、過重だからこのぐ ないということのようでございます。 なっていたということで、結局、時間が過重かど したら、一部許可は認められないという運用に 部許可でもいいのでしてくださいというお願いを らいは認めてもいいでしょうという運用にはなら ちなみに、私の聞いたところが正しければ、一

|ということについては、やはり一定程度の今後の 自身は思います。特に、公務員の方が出向される るように思います。 やはりほかと比べると少し矛盾している部分があ 検討が必要な課題ではなかろうかというふうに私 際に給料をもらっているという状況については、 そうだとすると、修習生の生活を確保していく

だきます。 が、先ほどの答弁の中で、一点訂正をさせていた 指摘があった公務員の派遣研修の点でございます 〇安浪最高裁判所長官代理者 委員の方から今御

| 法曹資格は取得しないという形で制度をつくって | 試験の後まで修習を続けておりまして、ただし、 おるということでございます。 一回試験の前と申し上げましたけれども、二回

調べますとそんなことでございます。

〇椎名委員 ありがとうございます。 では、次に行きたいと思います。

います。 今回の改正に関連しまして、簡単に二問ほど伺 今回の司法試験法の改正では、択一科目が三つ

| うことだったかと思います。 を踏まえた形で、択一の科目をふやしていくとい りましたけれども、やはり、法科大学院での授業 科目は七科目にふやしますというふうに言ってい に減らされているわけですけれども、平成十三年 たわけですね。先ほど、高橋委員からもお話があ 当時の司法試験制度改革においては、結局、択一

ところについて大きな議論がある中で、法科大学 しかし、今現在、法科大学院の教育効果という

かというふうに思うんですけれども、そのあた う指摘もある中で、択一の試験を科目を減らして 合性という意味で、大臣に御所見をいただければ り、従前の法改正のときに訴えていたこととの整 簡単にするということ、これはいかがなものなの

式はその三科目にするという趣旨は、特に法学未 ら、簡単に言えば、基本重視の姿勢である。 ということだろうと思います。したがって、そう 見て、その辺を少し、もう一回光を当てていこう もらおう、法科大学院教育として今までの運用を いう動向と司法試験を連携させようと。ですか いう議論の状況を踏まえて定められたというふう 法科大学院における必修科目等々は何が必要かと 修者は、基本的な法律科目をより重点的に学んで そこで、今、七科目あるわけですが、これは、

|判定をするのに得手不得手というものはあると思

いますが、必要な能力が違ったから試験の課し方

を変えたというふうには考えておりません。

○椎名委員 ありがとうございます。

等々の能力もやるには短答式の方がすぐれている

のはある部分しかなかなか試せない、幅広く条文

なんかからいいますと、やはり、

論文式で試せる

細かに申し上げますと、例えば、訴訟法の先生

と。それぞれの試験のやはり得手不得手、

させる、これが教育の大筋だろうと思うんです。 定する仕組みとして、短答式というのは役割が果 基づいて、応用力をつけて多様な法的素養を修得 たせるんだと思います。 法的な推論能力と申しますか、そういうものを判 基礎的な法的知識、それから、それを前提とした しっかり身につけてもらわなければしようがない りますような、まずやはり、基本的な法律知識を ということで、これが大前提であります。これに かなきゃいけない、そういう観点からは、今回や こういう観点を踏まえますと、短答式試験は、 他方、質、量ともに豊かな法律家をつくってい

| の科目においては、論文式試験においてその知識 番基礎的な分野である憲法、民法、刑法、その余 今回の結論として、そういった短答式には、 院の教育効果が上がっていないかもしれないとい

や能力を判定する。

ですから、今回の法改正の前後を通じまして、

大きな

〇谷垣国務大臣 今般、憲法、民法、刑法、短答 というふうに思います。 科目のときと三科目のときと判断を違えてこうい 手不得手というものはあると思いますが、 それはもちろん、試験によりまして判定できる得 いんだろうと思います。 う制度にしているかというと、それはそうではな 考え方として、修得すべき法的素養が、では、七

将来法律家としての実務に必要な能力としての学 に聞いております。こういった科目はいずれも、 という観点から七科目が選ばれた、当時の事情を 論的かつ実践的な教育を体系的に実施していこう 識、それから、その応用能力を涵養するための理

おりだと思います。 だきました。基本が大事であるのは本当にそのと 今回は基本重視ということをおっしゃっていた

るように大学院の改革をしていくこととセットで というふうに私自身も思います。 も思いますし、そういう形で取り組んでいきたい やはり終わってはほしくないというふうに私自身 すぎないのかなというふうには思います。これで ので差し控えますけれども、あくまでも入り口に りあえず、それは表現の問題であり評価の問題な は思っていて、この改革が小手先かどうかは、と やっていかないと、単純に、受からない人たちを しまうと、やはり意味がないのかなというふうに 受からせるように簡単にしただけみたいになって しかし、法科大学院の教育効果がきちんと上が

がるわけですね。 の結果、五年で五回、そういう回数制限ができ上 を廃止したわけですね。しかし他方で、五年とい う期間の制限は廃止をしていないわけですね。そ 今回の改正については、受験できる回数の制限

今回の改正についてもう一点。

先ほど私の課題として挙げた指摘の六

法務委員会議録第十六号 平成二十六年五月十四日

三号

そうすると、大学在学中に予備試験に通っていて、大学院の一年生のときに、法科大学院の一年生でありつつ司法試験を受けるということで、こから五年で五回、法科大学院を卒業してから五年で五回、かぶっている部分が二年分あるので、これが、の一年でのので、は科大学院の一年のときに、法科大学院の一年で、大学院の一年のときに、法科大学院の一年で、大学院の一年のというように思うわけです。

〇谷垣国務大臣 今回のこの点の改正は、法科大学院で勉強する、そうすると、統計的に見まして せも、修了してから五年ぐらいの間に受かる確率が で、一番高い、そこを超えちゃうと実際なかなか受か で、一番受かりやすいところで、今までは、本来で、一番受かりやすいところで、今までは、本来でんなことがあるのかと余り予想してはいなかったんだと思いますが、要するに受け控えみたいなたんだと思いますが、要するに受け控えみたいなかったんだと思いますが、要するに受けていただこうという狙い なんですね。

そこで、今、椎名委員がおっしゃったように、そこで、今、椎名委員がおっしゃったように、そういうこともあり得るのかと。確かに、そういうこともあり得るでは予備試験も受けて、そうすると一回余分に受かもしれません。

は、先ほどの御答弁の中でも申しましたけれどただ、王道はどういうことかといえば、一つ

も、学部教育とそれからロースクール教育というよのは、いわば接ぎ木をしたようなところがございまして、少し美しく言えば、非常に丁寧に手厚く教育していく。そうすると、今、中教審でしたか教育していく。そうすると、今、中教審でしたか教育していると思いますが、もう少し飛び級や何かをあれして、負担を軽くするということがでいると思います。

それからもう一つは、今ロースクールもさまざまで、なかなか優秀な成果を上げているロースクールもあれば、必ずしもそうでないところもある。そこをやはりある意味での整理もし、ロースクールで何というんでしょうか魅力ある、非常にいい教育をしていただくことによって、今のような、制度の中で探せばそういうことがあるのかもしれないけれども、オーソドックスにいけばいいんだというふが正道なのかな、こう思っております。

〇椎名委員 オーソドックスにやっていただくの は、それは本当におっしゃるとおりだと思うんで すけれども、私のお世話になっている、もと勤め ていた会社の社長が、人間はインセンティブと性 格の奴隷だと言っておりましたけれども、やはり をの王道を踏ませるためには、王道を踏ませるためのインセンティブをきちんと設計しておかない

は、今現状思っております。

だい人が出てこないような、そっちに対してはたい人が出てこないような、そっちに対してはたい人が出てこないような、そっちに対してはたい人が出てこないような、そっちに対してはなのかわからないですけれども、バイパスをとりなので、要するに、王道の反対が邪道なのか何

はそのとおりだと思いますけれども、かといっは統計的に恐らくそうなんでしょう。恐らくそれうに大臣がおっしゃっていただきましたが、それとは私はいいことだと思いますけれども、五年以とは私はいいことだと思いますけれども、五年以

て、結局、五年で打ち切りにするというのは、自分で自分の人生を決めることに対して、国が要は五年でやめなさいと強制的にレッドカードを出してあげる、そういういわばパターナリスティックな制度でもあるのかなというふうに思っていて、確かに有為な人材であるかもしれないですけれども、自分がリスクテークをして、それでも司法試験を受けたいと思う人が仮にいるのであれば、年数制限というのは取っ払ってもいいのではないかなというふうに私自身は考えております。

ろについて伺います。 厚くとおっしゃっておったので、ちょっと順番を 厚くとおっしゃっておったので、ちょっと順番を がほど大臣が、法学部と法科大学院について手

は三年ということで、非常に手厚くしておりま学教育を受けて、その後、法科大学院に二年また学部が終わってから二年間なのかはさておき、法学部で、大学四年間なのか、教養と思います。法学部で、大学四年間なのか、教養

しかし、先ほど私が指摘しましたとおり、大学の法学部なるものが存在していることによって、非常に有能な、法律に対する理解を非常によくしている方々が、資格があるなしにかかわらず、在野にはいっぱいおるわけですね。私自身も企業法務という仕事をやっておりましたが、クライアントで出てくる法務部の方々は至って非常に優秀でして、こちらが最初はいろいろ教わって、法律知識をむしろお客さんから学んでいくというような識をむしろお客さんから学んでいくというような

やはり、資格のあるなしを問わず、さらに言うをはり、資格のあるなしを問わず、さらに言うと、前回の参考人質疑のときに、先ほど高橋先生を無れていらっしゃいましたけれども、宮脇先生をんかもそうですが、企業やお役所の中、地方の役所の中で、法律に対する理解度が高い人は必要である、そのニーズはたくさんあるといいつつ、それが弁護士であるかどうかについてはやはりおくない。

やはり、非常に有能な、法律に対する理解をしている人たちがたくさん世の中にいるという中で、この法科大学院という制度を屋上屋のようにもう一個くっつけることによって、リダンダントであるというか、これによって、法科大学院の存在意義というのは本当に司法試験に受かるためだけのものになってしまっているわけですね。他方で、行っても受からないとなったら、やはり行かないというふうに思う人がいるのは当然なんだろないというふうに思う人がいるのは当然なんだろないというふうに思う人がいるのは当然なんだろ

法科大学院という制度をもし維持するとするのが難しいと思うんですけれども、そのあたりにつか難しいと思うんですけれども、そのあたりにつか難しいと思うんですけれども、法科大学院と法がが難しいと思うんですけれども、法科大学院という制度をもし維持するとするのす。

〇中岡政府参考人 お答えいたします。

法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学院として設立されまして、プロセスいて法的素養を身につけた者とともに、法学部以外の学部出身者や社会人など多様なバックグラウンドを持った者を広く受け入れ、二十一世紀の司法を支える、質、量ともに豊かな法曹の育成を目法を支える、質、量ともに豊かな法曹の育成を目法を支える、質、量ともに豊かな法曹の育成を目法を支える、質、量ともに豊かな法曹の育成を目法を支える、質、量ともに豊かな法曹の育成を目は、法曹養成に特化した実践的な教法を支える。

一方、法学部でございますけれども、法的素養を備えた人材を社会のさまざまな分野で必要とされる法的素養を養うため、法学の基礎教育をベースとした幅広い教育に取り機能を持つものとして位置づけられておりまし機能を持つものとして位置づけられておりまし機能を持つものとして位置づけられておりました。法学の基礎教育をベースとした幅広い教育に取り出する。

学部の学部段階におきましては、例えば、法的素できることから、そのすみ分けということで、法ていただいております。その中で、法科大学院がで法科大学院の設置基準につきまして議論をさせ実際、法科大学院をつくるときに、中教審の方

養を中心とした教養教育に重点をシフトする、あ

実際のところ、法学部につきましては、例えば しコースの中で、法学部というのは学部の名称でご はコースの中で、法学部というのは学部の名称でご 情報とか、法曹とか、ある程度、法学部の中でも そういう機能分化といいますものが出てきておりますし、先生御案内のとおり、さまざまな分野、小売業とか、金融業とか、保険業、あるいは公務 い売業とか、金融業とか、保険業、あるいは公務 い売業とか、金融業とか、保険業、あるいは公務 い売業とか、金融業とか、保険業、あるいは公務 に関いているということでございます。

↑、てβ4台(ううからさつ)やってっこごと、思って、今言ってしまいましたけれども。 文部科学省にしていたんです。大臣に聞こうと文部科学省にしていたんです。大臣に聞こうと

要よ、最終的に資各があるかないか、要する やま、最終的に資格があるかないか、要する がっちのを既に実は実践しているわけですね。 まさに、法曹養成制度改革、司法制度改革のときまさに、法曹養成制度改革、司法制度改革のときまさに、法曹養成制度改革、司法制度改革のときまさに、法曹養成制度改革、司法制度改革のときまさに、法曹養成制度改革、司法制度改革の方からおっしゃっていただき

要は、最終的に資格があるかないか、要するに、民間という意味なので基本的には弁護士ですに、民間という意味なので基本的には弁護士ですは、有償で法律サービスのアドバイスをし、そしたけですね。そうでない法律実務のニーズについわけですね。そうでない法律実務のニーズについわけですね。そうでない法律実務のニーズについたは、法曹資格がなくてもできるわけですね。ない、今までの法学部の存在そのものにより、図ので、今までの法学部の存在そのものにより、図ので、今までの法学部の存在そのものにより、図ので、今までの法学部の存在そのものにより、図ので、今までの法学部の存在そのものにより、図ので、今までの法学部の表示という。

ですね。司法書士、社労士、行政書士、弁理士、さらに言うと、法律隣接職もたくさんあるわけ

ですが、では、昔のシステムであればどうか。

昔のシステムで、確かに、法学部で立派に法を

税理士といったような法曹隣接職が、それぞれ法を行っているわけで、本当に弁護士のニーズというのがではそこまで潜在的にあったかどうかという話にやはりならざるを得ないんだと思うんでする。

私が法学部を撤廃するということについて申し私が法学部を撤廃するということについて申したが必要なので、もし仮にこの法科大学院という制度にこだわるのであれば、やはり法学教育を独占することが必要なのではなかろうかというふうに必然的な結論としてなるのではないかと僕は思っているんですけれども、できれば大臣のコメントなんのな結論としてなるのではないかと僕は思っているんですけれども、できれば大臣のコメントなんのな結論としてなるのではないかと僕は思っているんですければというふうに思います。

○谷垣国務大臣 この前の法曹養成制度、プロセなと思うことが幾つかございます。 はなって、法務大臣になって思いますのは、あのになって、法務大臣になって思いますのは、あの スを中心としてやっていこうという改革、私、今

その一つは、今委員がおっしゃったように、学部で法学部というものがこれだけたくさんの法学支える、いわゆる法律家というのではなくても社支える、いわゆる法律家というのではなくても社会を大きく支える役割を果たしている実績がある。そこにいわゆる口ースクールという日本のそういう制度があって、ロースクールという日本のそういう制度があって、ロースクールという日本のそろ。そこにいわゆるは律家というのではなくても社会を大きく支える役割を果たしている実績がある。そこにいわゆるは自己の任組みだと思いますが、そういうものをいわば接ぎ木して、そこの接ぎ木のところ、接ぎ木したときにどういう問題があれているかったということが今いるいろな問題を生んでいるというふうに私は思っております。他方、先ほど階委員の御質問にもお答えしたん

り、いろいろな意味での問題が生じてきた。 り、そこで余りにもテクニカルな勉強に走ったい はり司法試験というものに相当大きな重圧がかかい はり司法試験というものに相当大きな重圧がかかが はり司法試験、きちっとやっておられる方がある反

先ほど、何も五回五年なんて見る必要があるの先ほど、何も五回五年なんて見る必要があるのお考え。それも、当時、なかなか受かるなさんのお考え。それも、当時、なかなか受かるり若いときにある程度頑張ったらどこかに転身すり若いときにある程度頑張ったらどこかに転身するということも考えないと人生無駄だぞというよるということも考えないと人生無駄だぞというような、当時の一点の負荷から、今のようなでは五のというような議論になってきたんだと思うんですね。

思います。 ろいろなものを実は未解決のままに今来ているとだから、こういう制度をつくったけれども、い

どうか。思っておりますのは、やはり接ぎ木がよかったか思っておりますのは、やはり接ぎ木がよかったか

今まで椎名さんの御議論を聞いていますと、その接ぎ木が、木で竹を接いだようでようんです。私は、制度をつくったらそうしょっちゅう変えられないし、一度接ぎ木をしたらやはり、その接ぎ木ないし、一度接ぎ木をしたらやはり、その接ぎ木が、木で竹を接いだようでよくなかったります。

ですから、若干、椎名さんの問題意識、それはですから、若干、椎名さんの問題意識、それはですがいます。本当にいろいろなことがない境でございます。本当にいろいろなことがない境でございます。本当にいろいるなどに かつての問題点をどんがよなと思う点と、かつての問題点をどんがます。

私自身も、旧試験みたいな制度に戻すか、法科 の椎名委員 ありがとうございます。

大学院が全て、要するに、医大のように、法学教

「がおっしゃる接ぎ木の部分は、やはり決してうまたった」もいいと正直思っているんです。ただ、今の大臣がかか」どちらに対しても割とニュートラルで、どっちでいかか」どちらに対しても割とニュートラルで、どっちでめる反」を含めてそこからしか生み出されないというシスならな「育をギルドのように独占し、法律実務家、隣接職

す、それが法曹かどうかはさておき。
世の中で法曹資格がなくても活躍されている実無責任に法曹人口の拡大というのを訴えるのはい
無責任に法曹人口の拡大というのを訴えるのはい
をさかどうかなというふうには思います。でも、
ささかどうかなというふうには思います。でも、

であると、法律隣接職に対する制度そのもの、法律隣接職の制度と大学法学部により生み出されたいと、法科大学院のカリキュラムの改革だけをやっても、恐らくまた問題が起きるのではないかというふうに僕は思っているので、ぜひ大臣にも幅広いところについて問題意識を持っていただも幅広いところについて問題意識を持っていただもにいなというふうに思っています。一人でしゃべりさいないうふうに思っています。一人でしゃべりさいないうふうに思っています。

ただこうかなというふうに思います。ろについて最後に文部科学省に御質問をさせていおっしゃっていただいたので、飛び級というとこさて、先ほど、飛び級という話を大臣の方から

今現状、予備試験というのは半ば、いわゆるエリートコースのようになってしまっているわけですね。私の所属していた大手法律事務所のようなを受ける前から既にこの予備試験合格者に対する就職説明会みたいなことをやって、青田買いをしれるわけです、正直なところを申し上げますと。私の方く、予備試験に受かって、ロースクールにるわけです、正直なところを申し上げますと。からく、予備試験に合格する人こそがエリートである、多分そういう発想に今立ち始めているんである、多分そういう発想に今立ち始めているんである、多分そういう発想に今立ち始めているんである、多分そういう発想に今立ち始めているんである、多分そういう発想に今立ち始めているんである、多分そういう発想に今立ち始めているんである、多分そういう発想に今立ち始めているんである、多分そういう発想に今立ち始めているんである。

第一類第三号 法務委員会議録第十六号 平成二十六年五月十四日

向けた指導を強化することや教育資源の有効 に必要な教育指導に加えて司法試験の合格に

活用等に取り組むこと。

を取得したい、できのいい学生がそう思ってそう だと思うんですね。だから、これは、早期に資格 と思うんですね。 努力をしてきた結果、やはりそうなっているんだ

ズはやはり一定程度残るんだと思うんですね。そ ういう気持ちに対しては応えてあげる必要がある せて、さっさと実務の仕事につきたいと思うニー く学校での学業とかそういったものを早く終わら で、できのいい学生が人生を生き急いで、なるべ していただくべきだと思うんですけれども、他方 議論はもちろんあります。それは同じように検討 制限を設けるなり、変えていくべきであるという んだと思うんです。 予備試験について、こういうバイパスは、受験

ドコースというか特急コースみたいなのを準備し てあげてもいいんだと思うんですね。 てもらうという、できのいい学生に対するスピー どんどん早く卒業してもらって、早く実務につい を認めていき、どんどん早く大学に入ってもらっ 験、こういったところについて、飛び級なるもの いうところ、それから高校卒業認定試験、高認試 教育において、小学校、中学校、高校から大学と 十分存じておりますけれども、それ以前に、初等 び級ということが議論されているというのは私も は、法学部と法科大学院の間の接ぎ木の部分で飛 今現状、中教審なんかでも議論されているの 大学も早く卒業してもらって、法科大学院も

験を受けることはできます、大学受験もできます か、年齢制限がついているんです。 けれども、 初等教育におけるこういった飛び級等を認めて しかし、例えば高認試験なんかですと、高認試 大学に入学できるのは十八歳からと

ばというふうに思います。 ますけれども、文部科学省の御意見をいただけれ いくということも将来考えなきゃいけないと思い

○有松政府参考人 お答え申し上げます。

かわるものでございますので、丁寧な議論が必要 のあり方につきましては、日本の教育の根幹にか 先生御指摘の、飛び級を含みますいわゆる学制

| の早期卒業については既に法的に可能なものがご の保障を含みます学制改革についての検討が行わ 論点に上がっているところでございます。 度化といったような、いわゆる飛び級についても れておりまして、その中で、高校の早期卒業の制 きまして、個人の能力とか適性に応じました学び ざいますけれども、現在、教育再生実行会議にお だというふうに考えております。 一部、高校から大学への飛び入学ですとか大学

き続き注視してまいりたいというふうに考えておしても、この教育再生実行会議の議論の動向を引 ります。 委員御指摘の点につきましては、文部科学省と

〇椎名委員 ありがとうございます。

その中でも議論をしていただきたいなと思いま 時間も来ましたので終わりますけれども、ぜひ

んです。 わけですね、十五歳でも十歳でもいいんだと思う | 思いますけれども、別に高二に限らなくてもいい 業したら大学に行けるとかそういう制度だったと 今現状、飛び入学というのは恐らく、高二を卒

るということが、今後の日本の発展にとって僕は で、そういう人たちに対しても道を用意してあげ |を書くみたいな、そういうスーパーチルドレンみ すごく必要だというふうに思いますので、 歳で大学を卒業して、博士号を取って、何かすご い、よくわからない、非常にできのいい研究論文 を申し上げて、終わりたいと思います。 たいなのがごくまれに世界の中にはいたりするの アメリカなんかでもよくありますけれども、十 本日はありがとうございます。 お願い

〇江崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局 いたしました。

が、その申し出がありませんので、直ちに採決に 入ります。 〇江﨑委員長 これより討論に入るのであります

内閣提出、司法試験法の一部を改正する法律案

[賛成者起立]

とおり可決すべきものと決しました。

党及び結いの党の共同提案による附帯決議を付す た本案に対し、大塚拓委員外四名から、自由民主 〇江崎委員長 この際、ただいま議決いたしまし べしものと動議が提出されております。 党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。階猛

| を朗読し、趣旨の説明といたします。 につきまして、提出者を代表いたしまして、 〇階委員 ただいま議題となりました附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ する附帯決議(案

いて格段の配慮をすべきである。

現在の法曹需要に見合う数への削減等あらゆ 定にとらわれることなく、有為な人材が数多 議」においては、既定の検討事項及び検討予 内閣に設置された「法曹養成制度改革推進会 は進んでいない。このような状況を踏まえ、 な状況にあるにもかかわらず、抜本的な改革 として法曹志望者の減少が続くという危機的 試験合格率の低迷、弁護士の就職難等を理由 るまでの時間的・経済的負担感の増大や司法 く法曹を志望するよう、司法試験合格者数の 我が国における法曹養成制度は、法曹とな

二 法科大学院の入学者数が定員の六割程度に 視し、法科大学院の教育水準の改善に向け いて修了者の司法試験合格率が低迷している とどまっていること、多くの法科大学院につ て、法曹として求められる資質・能力の養成 法科大学院の置かれている現状を直

、案文

司法試験法の一部を改正する法律案に対

る方策を早急に検討し、速やかに実行するこ うか。

そのように決しました。 午後二時六分散会 〔報告書は附録に掲載〕

について採決いたします。 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〇江﨑委員長 起立総員。よって、本案は原案の

以上であります。

〇江﨑委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立

〇谷垣国務大臣 ただいま可決されました司法試 務大臣から発言を求められておりますので、 〇江崎委員長 起立総員。よって、本動議のとお り附帯決議を付することに決しました。 を許します。谷垣禎一法務大臣。 この際、ただいまの附帯決議につきまして、 これ法

つきましては、その趣旨を踏まえ、 験法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に てまいりたいと存じます。 適切に対処し

願いたいと存じますが、御異議ありませんでしょ 会報告書の作成につきましては、委員長に御一任 〇江崎委員長 お諮りいたします。 ただいま議決いたしました法律案に関する委員

〇江﨑委員長 [1異議なし]と呼ぶ者あり] 御異議なしと認めます。 よって、

とし、本日は、これにて散会いたします。 時五十分理事会、午前九時委員会を開会すること ○江崎委員長 次回は、来る十六日金曜日午前八